

令和5年6月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和5年6月21日・23日

場 所 第5委員会室

令和5年6月21日(水曜日)

午前10時6分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第17号 宮崎県観光振興計画の変更について
- 議案第19号 みやざきグローバルプランの変更について
- 議案第20号 みやざき産業振興戦略の変更について

○報告事項

- ・令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
- ・経営者保証を不要とする創業関連融資メニューの追加等について
- ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
- ・次期指定管理候補者の選定について(宮崎県機械技術センター)
- ・令和4年度の企業立地の状況について
- ・次期指定管理候補者の選定について(県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設、県営国民宿舎高

千穂荘)

- ・次期指定管理候補者の選定について(県立都市公園)
- ・次期指定管理候補者の選定について(県営住宅県北地区)
- ・高速道路等の整備状況と主な課題について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	工藤	隆久
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		後藤	哲朗
委員		荒神	稔
委員		冨師	博規
委員		内田	理佐

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	丸山	裕太郎
商工観光労働部次長	飯塚	実
企業立地推進局長兼企業立地課長	児玉	洋一
観光経済交流局長	川畑	敏彦
部参事兼商工政策課長	佐々木	史郎
経営金融支援室長	児玉	利文
企業振興課長	鍋島	宏三
食品・メディカル産業推進室長	西久保	耕史
雇用労働政策課長	壺岐	さおり
観光推進課長	河村	直哉
スポーツランド推進室長	伊東	浩

国際・経済交流課長 山 台 修 一
工業技術センター所長 有 村 隆
食品開発センター所長 平 川 良 子
県立産業技術専門校長 大 衛 正 直

議事課主任主事 山 本 聡

県土整備部

県土整備部長 原 口 耕 治
県土整備部次長
(総 括) 串 間 俊 也
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 桑 畑 正 仁
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 金 子 倫 和
高速道対策局長 栗 山 健 作
部参事兼管理課長 市 成 典 文
用地対策課長 塩 田 隆 英
技術企画課長 迫 節 夫
工事検査課長 否 笠 友 紀
道路建設課長 山 浦 弘 志
道路保全課長 山 下 明 男
河川課長 松 山 英 雄
ダム対策監 山 田 清 朗
砂防課長 戸 田 正 人
港湾課長 明 比 健 一 郎
空港・ポート
セールス対策監 小 川 美 智 夫
都市計画課長 黒 木 正 行
美しい宮崎づくり
推進室長 松 田 豪 紀
建築住宅課長 松 田 真 二
営繕課長 下 温 湯 盛 久
設備室長 中 武 英 俊
高速道対策局次長 岩 切 道 雄

○佐藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時8分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○丸山商工観光労働部長 商工観光労働部の丸山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

御説明に入る前に、おわびを一つ申し上げます。

このたび、観光推進課が実施している「県庁ツアー」につきまして、オンライン上でツアーの申込みをされた方が、他の申込者の情報まで閲覧可能な状態になっていた事案が発生いたしました。本件に該当する方々には直接電話等を行い、事情を説明するとともに、謝罪を行ったところでございます。

現時点で、情報の不正利用等は確認されておりませんが、今後このような事態が発生しないよう適正な事務処理を徹底してまいります。申し訳ありませんでした。

それでは、本委員会で御審議いただく商工観

事務局職員出席者

議事課主査 澤 田 彩 子

光労働部所管の議案等について、その概要を説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料、2ページの目次を御覧ください。

1番目、予算議案、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算(第2号)」でございます。

これは、コロナ禍や物価高騰等からの宮崎再生、地域経済の活性化等を目的に、いわゆる肉づけ予算として編成したものでございます。

2番目、特別議案ですが、まず、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、技能検定試験手数料の減免に係る所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号「宮崎県観光振興計画の変更について」、議案第19号「みやざきグローバルプランの変更について」、議案第20号「みやざき産業振興戦略の変更について」の3件につきましては、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものでございます。

次に、3番目の報告事項でございますが、令和4年度の繰越明許費及び事故繰越について御報告させていただきます。

最後に、4番目、その他報告事項としまして、経営者保証を不要とする創業関連融資メニューの追加等について、ほか4件について御報告させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)の歳出予算につきまして、商工観光労働部各課ごとの補正予算額を表でまとめております。

商工観光労働部全体の補正額は、表の2列目の補正額の欄にありますとおり、34億391万円の増額であり、補正前の額632億9,715万5,000円に

補正額を足した補正後の額は、667億106万5,000円となります。

なお、今回、特別会計の補正はなく、一般会計のみの補正となっております。

4ページでは、今回の補正予算の主な新規・改善事業を、今議会で上程しております宮崎県総合計画アクションプラン(案)の該当するプログラム別に整理しております。

1つ目に、「コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生」として、「物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業」など9事業、2つ目に、「社会減ゼロへの挑戦」として、「「みやざきで始める!」県内企業立地プロモーション事業」、3つ目に、「力強い産業の創出・地域経済の活性化」として、食品製造事業者規模拡大支援事業など3事業を今回の補正予算で計上しております。

なお、5ページから8ページにかけては、宮崎県総合計画アクションプラン(案)のプログラム別に、令和5年度当初予算を含めまして、当部の主な事業を体系的に整理したものになります。後ほど御参照いただきたいと思います。

議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当課長、室長から御説明させていただきます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 次に、議案についての説明を求めます。

委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

○佐々木商工政策課長 議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にあり

ますとおり、一般会計10億2,944万円の補正をお願いするものでございます。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄、補正後の額にありますとおり、571億8,413万9,000円となります。

それでは、事項について御説明いたします。

資料10ページにお移りください。

まず、(事項)小規模事業対策費647万円の増額であります。

説明欄1の経営支援等デジタル化推進事業は、商工会議所等が行う経営支援等のデジタル化を支援するものであり、タブレット端末の導入に要する経費の補助やタブレット端末を活用した経営支援等の手法の研修を行うことで、より質の高い伴走支援体制・相談体制の構築を支援することとしております。

次に、その下の(事項)中小商業活性化事業費10億1,770万円の増額でございます。

説明欄1の物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

さらに、その下、(事項)地域経済活性化支援事業費527万円の増額であります。

説明欄1の中小企業支援ネットワーク経営支援強化事業につきましても、後ほど資料で御説明したいと思います。

続きまして、資料の11ページを御覧ください。

新規事業「物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業」でございます。

予算額は10億1,770万円を計上しております。財源は、地方創生臨時交付金4億7,098万6,000円、宮崎再生基金5億4,671万4,000円をお願いしております。

事業の目的は、市町村と連携して地域での消費を拡大・促進することで、エネルギーや食料

品価格等の物価高騰の影響によって打撃を受けている地域経済や県民の暮らしの立て直しを図るものでございます。

その下、事業の概要でございます。

市町村が地域の実情に応じて行うプレミアム付商品券の発行に係る経費の2分の1以内において補助するものでございます。

具体的には、①、②に記載しておりますように、紙版や電子版のプレミアム付商品券等の発行に係る経費とし、電子版のプレミアム付商品券等に関しましては、市町村独自の地域通貨等の活用や市町村間で連携して構築する仕組みの活用も想定しております。

なお、この事業につきましては、国からの要請等も踏まえまして、LPガス料金の支払いにも利用できるものとしております。

事業の仕組みとしましては、県から市町村への補助でございます。

事業の期間は、令和5年度、単年度でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

新規事業「中小企業支援ネットワーク経営支援強化事業」でございます。

予算額は527万円を計上しておりまして、財源は宮崎再生基金をお願いしております。

事業の目的ですが、コロナ関連融資の元本返済が本格化していく中で、資金繰りに窮する中小企業者に対して、支援者側の経営支援スキルアップを図るとともに、多職種の外部専門家の連携による経営改善に向けた取組を促進することとしております。

事業概要(1)の事業内容を御覧ください。

①として、経営支援スキルアップ研修を通して、中小企業支援ネットワーク構成機関支援者の対話力を含めたモニタリング技術の向上を図

り、モニタリングを契機とした経営改善実行への移行を促進することとしております。

②として、中小企業支援ネットワークにおける経営改善に向けた取組について、多職種専門家の連携による経営支援を新たに実施することとしております。

(2) 事業の仕組みとしましては、県信用保証協会への補助という形で実施する予定でございます。

(3) 成果指標としましては、多職種連携型の経営アシストにより経営改善が図られた企業数の延べ件数を令和7年度までに36件とすることを目指したいと考えております。

事業の期間は、令和5年度から令和7年度までの3か年をお願いしております。

続きまして、議案第20号「みやざき産業振興戦略の変更について」、御説明させていただきます。

常任委員会資料の55ページを御覧ください。

本戦略の変更につきましては、昨年度から作業に着手しておりまして、これまでも本常任委員会で進捗を随時御報告させていただいておりましたが、今回、最終案ということで取りまとめましたので、御審議いただきたく、御説明するものでございます。

まず、1の本戦略の趣旨についてでございますが、人口減少・少子高齢化の進行や物価・原材料等の高騰、コロナ禍をきっかけとしたデジタル化の進展やゼロカーボンに向けた動きなど、昨今の社会情勢は大きく変化しておりまして、将来の見通しへの不透明感が強くなっております。

このような中で、前戦略の推進期間が令和4年度までとなっていたことから、新たに、今後4年間に取り組むべき商工業に関する施策の基

本的方向を示すために、戦略を変更するものでございます。

その下に変更の経緯として、これまでの取組状況を記載しております。

昨年6月の本常任委員会におきまして、戦略改定についての御報告を行って以降、事業者へのアンケート調査、各地域での意見交換、有識者や関係団体の皆様との意見交換を行いながら、変更の内容を検討してまいったところでありまして、昨年12月の本常任委員会におきまして、骨子案の御報告を、また、今年3月の本常任委員会において、素案の御報告を行った上で、3月20日から4月18日までパブリックコメントを実施いたしました。

ここまでの意見を踏まえまして、今回の最終案を作成しております。

次に、本戦略の概要について、御説明をさせていただきます。

57ページを御覧ください。

「みやざき産業振興戦略～変革と共創による未来につながる産業づくり～(案)の概要」という資料に沿って、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一番上の項目、位置づけですが、本計画は、県の総合計画長期ビジョンを具現化するための商工業分野に関する分野別計画になっておりまして、その下の推進期間に書いてありますように、令和5年度から8年度までとしております。

その下の項目、時代の潮流、いわゆる現状認識でございますけれども、人口減少・少子高齢化が進行しておりまして、気候変動や自然災害の激甚化、新型コロナ、デジタル化・グローバル化の進展など、先が見えにくい不透明感、不確実な状況があるとの認識を持って、今回の計

画の見直しをしているところでございます。

こうした状況の下で、本県の当面の課題といたしまして、記載の6項目を出しております。

その下、戦略の目標と基本姿勢でございますが、本戦略では「付加価値の高い産業の振興」と「良質な雇用の確保」という、大きく2つの項目を柱にしております。こういった不確実性の高い時代において、新たな動きや変化をチャンスと捉えて取組を進めていく。特に、産学金労官の支援ネットワーク等も今、つくっておりますので、そういった力を総動員して、企業の自己変革を求めるとともに、それによって未来につながる産業づくりに挑戦していきたいということを、本戦略の基本姿勢として取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、58ページを御覧ください。

こうした基本姿勢を基に、今回の戦略では大きく2つの方針を設定しております。

まず、方針1、「みやぎきの経済と雇用を支える企業・産業の持続的発展と競争力強化のためのチャレンジ支援」でございます。

既存の事業をしっかりと持続的に発展させていくとともに、基本姿勢にのっとり、新たな事業への企業の前向きなチャレンジを行政としてしっかりと後押ししていくことが、これまで以上に重要になってくるという認識から、この方針を掲げたところでございます。

この方針では、主な施策として、59ページまで記載しております11項目での事業を取組として掲げております。

なお、この資料の中で下線を引いてある部分が、今回の変更で新たに記載を加えた部分となっております。順番に御説明してまいります。

まず、1ですが、地域経済の基盤となっている中小・小規模企業の振興を図るために、デジ

タル変革への対応支援や、脱炭素経営への転換等に取り組んでまいります。

その下の2ですが、県内経済を牽引する役割が期待される成長期待企業や次世代リーディング企業等への集中的な支援にも取り組んでまいります。

その下、3と4ですが、成長分野の産業の育成加速や先端産業への参入促進に加え、企業立地についても、引き続き推進をしていくということでございます。

さらにその下、5と6ですけれども、地域社会・経済を支える商業・サービス業の振興を図るために、若者などによる商店街の新しい魅力の開発や、デジタル技術の活用への支援を行うとともに、観光については、この後説明を行います宮崎県観光振興計画に基づいて、宮崎の魅力を生かした観光の推進に取り組んでまいります。

一番下の7は、感染症や自然災害からの大きな被害の経験を踏まえて、今回新たに設けた項目ですが、事業継続力強化計画等の策定や、事業継続につながる中小・小規模企業の柔軟な新事業展開への支援などに取り組むというものでございます。

59ページを御覧ください。

8では、この後御説明いたします、みやぎきグローバルプランに基づいて、県産品の輸出促進など、県内企業の海外への事業展開促進に取り組んでまいります。

9も今回新たな取組として加えておりますが、先進的な技術やアイデアを強みにして短期間で急成長を目指すスタートアップ企業の発掘、育成などに取り組むこととしております。

その下、10、11につきましても、主に小規模な事業の起業・創業に挑戦しやすい環境づくり

を進めるほか、貴重な経営資源を次世代に引き継ぐための事業承継・引継ぎ支援にも取り組んでまいります。

続いて、方針2、「みやぎきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」でございます。

私どもと各企業の経営者との意見交換の中で必ず最も多く聞かれる悩み、課題が、人材不足の状況が大きくなっているということでございます。方針1の取組を力強く推進していくためにも、産業人材の育成・確保を図ることが大変重要、不可欠であることから、この方針を掲げているところでございます。

方針2の1につきましては、働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、新たな取組といたしまして、経営者や従業員などのスキル向上につながる学び直し、いわゆるリスキリング等を促進してまいります。

また、その下の2でございますが、宮崎で暮らし、働く魅力のPRやインターンシップ等を推進することで、若者の県内就職と県内定着を促進してまいります。

60ページを御覧ください。

一番上の3では、県内企業とU I Jターン希望者とのマッチング支援やワーケーションの推進などによる県内への移住やU I Jターンの促進に取り組んでまいります。

その下の4と5ですが、女性や高齢者など、多様な方々が働き続けられる職場環境づくりやマッチング支援を推進するとともに、本県にとっても重要な労働力となっている外国人材の県内企業への受入れ促進や、外国人材が地域で安心して働き暮らせるよう、サポートセンターなどによる生活支援にも取り組んでまいります。

その下の6も今回新たに加えた項目でございますが、本県産業のデジタル化を加速するため、

デジタル技術を学ぶ機会の提供や、人的ネットワークの強化などを通じたデジタル人材の育成・確保を強化してまいります。

最後に、7といたしまして、技能者の育成・確保を図るために、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、技能者の高い技能を次世代へ継承していく取組を進めてまいります。

一番下の「本戦略の推進に向けて」ですが、今回の戦略の2つの軸となっているのが「自己変革」と「共創」でございます。常にこの2つを念頭に置きながら、関係機関が一体となって本戦略の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

不確実性が高まる変化の時代にあって、急速な変化が今後も予想されますので、そういったときにも、基本的には機動的かつ柔軟に、施策について随時見直しをしてまいりたいと考えております。

続いて、主な成果指標を61ページに記載しております。

基本的には前戦略の指標を引き継ぎつつ、労働生産性やデジタル化の推進、脱炭素経営への転換、スタートアップ企業の育成など、今回の戦略から新たに取り組む内容についても、新たな指標を設定したところでございます。

指標設定については御覧のとおりでございます。

○鍋島企業振興課長 企業振興課の補正予算につきまして、御説明いたします。

委員会資料13ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から2列目、補正額の欄にありますとおり、10億619万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、右から3列目、補正後の額は24億472万9,000円となります。

その内容につきまして、御説明いたします。

14ページを御覧ください。

まず、上から5段目、(事項) I T 関連産業振興事業費、補正額385万4,000円の増額であります。これは、説明欄にごございます県内 I C T 人材の育成を目的として実施する「みやざき I C T 産業を担う人材育成事業」におきまして、新たに、通信・ネットワーク・セキュリティーなど、I T にひもづく要素を理解、操作する能力向上のための I T リテラシー向上講座とインターネット上で商品やサービスを売り買いできるウェブサイト——ECサイトなど、WEB系開発技術者向け発展研修の2つのコースを追加するために必要な経費となります。

中ほど、(事項) 下請企業振興事業費、補正額409万4,000円の増額であります。これは、説明欄にごございます県内下請企業の取引拡大を目的として実施する「下請企業振興事業費補助金」におきまして、都市圏で行われる大規模展示会への出展費を県産業振興機構へ追加支援するために必要な経費となります。

続きまして、(事項) 産業集積対策費、補正額9億9,824万4,000円の増額につきましては、委員会資料に基づき説明してまいります。

15ページを御覧ください。

まず、新規事業「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」であります。

予算額は2億円、財源は国庫となります。

まず、事業の目的であります。電力をはじめとするエネルギーや物価高騰の打撃を受けている県内のものづくり企業に、機器類などの導入等必要な経費の一部を支援し、価格高騰の影響を緩和しようとする事業であります。

事業の概要は、(1)の事業内容にありますとおり、県内企業が行う省エネルギー、省コスト

化につながる設備改修、生産ラインの自動化など生産プロセスの改善と、将来を見据え、事業の新展開に向けた設備改善も含めまして、補助率を2分の1以内、上限額を2,000万円として支援してまいります。

(2)の事業の仕組みであります。事業主体は県、直接補助となります。

(3)の成果指標としまして、付加価値額が年率平均3%以上増加する企業を5社としたところでございます。

事業の期間は、令和5年度のみとなります。

続きまして、16ページを御覧ください。

新規事業「食品製造事業者規模拡大支援事業」であります。

予算額は1億1,000万円、財源は一般財源となります。

事業の目的であります。受託製造——OEMと申しますが、受託製造や事業拡大に積極的な食品製造事業者に対し、設備等の導入に要する経費の一部を支援することにより、労働生産性の向上と県内経済の活性化を図ろうとする事業であります。

事業の概要は、(1)の事業内容にありますとおり、右の図にお示ししております①のOEMの新規受注・拡大などでは、設備の充実により、県外への発注品が県内へとシフトしたり、新たに県内外から発注を受けるなど、本県経済への波及効果が高いと見込まれますので、補助率を3分の2以内、上限額を3,000万円に、②の事業拡大を目指す事業者に対しまして、補助率を2分の1以内、上限額を500万円として支援してまいります。

(2)の事業の仕組みであります。実施主体は県、直接補助となります。

(3)の成果指標といたしまして、付加価値

額が年率平均3%以上増加、また、炭素生産性が年率平均1%以上増加する企業を3社としたところでございます。

事業の期間は、令和5年度のみとなります。

次に、17ページを御覧ください。

新規事業「特別高圧電気料金激変緩和事業」でございます。

予算額は6億8,824万4,000円、財源は、国庫と宮崎再生基金となります。

事業の目的でございますが、特別高圧電力を受電する県内の中小企業に対し、電気料金の一部を国が行う高圧電力契約者への対策に準じて支援し、電気料金高騰による負担を軽減しようとする事業でございます。

18ページを御覧ください。

ここに、国の電気料金激変緩和対策をお示しております。

現在、国は、一般家庭などが利用する低圧電力、また、中・小規模工場などが利用する高圧電力につきまして、1月使用分から9月使用分まで、電気料金激変緩和措置を実施しておりますが、大規模工場等が利用する特別高圧電力につきましては、その対象から外れ、臨時交付金の事業メニューに特別高圧電力で受電する中小企業等への電気料金負担軽減を掲げた上で、対応を各自治体に委ねているところでございます。

17ページにお戻りください。

事業の概要は、(1)の事業内容にありますとおり、国の事業の高圧電力契約に準じ、支援してまいります。

補助対象は、県内に事業所を有する中小企業ですが、医療機関につきましては、福祉保健部からお願いしておりますので、本事業の対象外といたします。

対象期間は、国と同様に、1月から9月使用

分まで、補助額は、1月から9月使用分までの総量が1,000万キロワットアワーまでは、国と同じく1キロワットアワー当たり3.5円、9月使用分につきましては1.8円といたします。

総量が1,000万キロワットアワーを超える部分につきましては、1キロワットアワー当たりの補助単価を2分の1として支援してまいります。

(2)の事業の仕組みであります。事業主体は県、直接補助となります。

(3)の成果指標は、支援を希望する中小企業への支給率100%としたところでございます。

事業の期間は、令和5年度のみとなります。

○香岐雇用労働政策課長 雇用労働政策課の6月補正予算につきまして、御説明します。

常任委員会資料の19ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から2列目、補正額の欄にありますとおり914万5,000円の増額であり、補正後の額は、右から3列目にありますが、14億1,184万3,000円となります。

資料の20ページを御覧ください。

補正を計上している事項は、職業能力開発対策費で、事業名は、「技能検定実技試験受検手数料助成事業」になります。

事業の内容につきまして、御説明いたします。

資料の21ページを御覧ください。

新規事業「技能検定実技試験受検手数料助成事業」についてであります。

予算額は、914万5,000円を計上しており、財源は一般財源で、事業の目的は記載のとおりです。

資料にはありませんが、この事業を構築した背景としましては、技能検定の受検手数料について、令和4年度から国における減免対象が、「35歳未満の者」から「25歳未満の雇用保険被保険者」に縮小され、受検者が大きく減少した

点がございます。

次に、事業の概要です。

(1)の事業内容ですが、令和4年度以降、国の減免制度から外れた方を対象に、従来どおり、費用負担を抑えた形で実技試験が受けられるように補助を行うものとなります。

技能検定試験には、①の県の職業能力開発協会が実施するものと、②の民間の指定試験機関が実施するものがありますが、受検者1人当たりの補助額は記載のとおりでありまして、これは、国の減免制度と同額としております。

(2)の事業の仕組みとしましては、①、②のいずれの場合も県は職業能力開発協会に補助を行い、①では、受検者は減免後の手数料を協会に納付し、②では、後から申請により、受検者本人に補助することとしております。

(3)の成果指標については、2級・3級を受検する35歳未満の若年者について、受検申請者数を国の減免制度見直し以前の水準まで戻すことを目指して設定しております。

事業の期間は、令和5年度から7年度までとしております。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

資料の38ページを御覧ください。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

1の改正の理由ですが、先ほど説明しました技能検定試験手数料の助成事業を導入するに当たり、金額など、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、表の部分を御覧ください。

左側が2級、右側が3級の改正内容を記載した表になります。

この条例では、県の職業能力開発協会が実施する検定試験において、実際に受検生が負担する手数料の額を定めており、その金額が表の中の数字になっております。

令和3年度までは、国が青色とピンク色を合わせた範囲に手数料の減免措置を講じておりましたが、令和4年度から国の減免対象が、青色の部分のみに縮小されました。

このため、県独自の助成事業を導入するに当たり、ピンク色の部分について、改正後の欄に記載の金額や年齢区分への改正を行うものであります。

表中及び表下にある米印は、39ページから41ページに掲載しております新旧対照表のどの部分に該当するのかわかりやすく示しております。

最後に3の施行期日ですが、公布の日から施行いたします。

○児玉企業立地推進局長 企業立地課の6月補正について御説明いたします。

常任委員会資料22ページを御覧ください。

当課の6月補正予算は、490万円をお願いしております。

この補正により、補正後の当課の予算は、10億8,385万1,000円となります。

補正の内容としましては、次の23ページです。

表の中ほどの欄、(事項)企業誘致活動等対策費の説明欄の新規事業「「みやぎきで始める！」県内企業立地プロモーション事業」であります。

事業の内容につきましては、24ページで御説明させていただきます。

予算額は490万円、財源は一般財源であります。

事業の目的であります。本県の立地環境のPR体制を強化し、積極的なプロモーション活動の実施を通じて、県外企業の新たな企業立地促進を図るものであります。

事業の概要であります。

(1) 事業の内容としましては、①及び②のとおり、立地環境や制度をPRする動画等のコンテンツや外資系企業に向けた外国語、まずは英語に対応しました立地環境のPRパンフレットを作成するとともに、③のとおり、当課のホームページの情報発信機能を強化するため、チャットボットやAI翻訳サービスを導入するものであります。

(2) 事業の仕組みとしましては、広告代理店などの民間企業に委託することとしております。

(3) 成果指標は、令和5年度の単年度で、当課のホームページ閲覧ユーザー数を2万2,000人とする 것을 目指します。

○河村観光推進課長 観光推進課の6月補正について、御説明いたします。

資料の25ページを御覧ください。

令和5年度の6月補正予算額は、表の左上の補正額の欄に記載のとおり、一般会計のみで、12億6,522万9,000円の増額をお願いしております。

それぞれの事業内容について御説明いたします。

26ページをお開きください。

1番目の(事項)観光交流基盤整備費1億3,850万円でございます。

説明欄の1、改善事業「ポストコロナに向けた稼ぐ観光地域づくり推進事業」1,000万円は、観光関連事業者による観光資源の掘り起こし・磨き上げや県外観光客の誘客につながるイベントの支援等に要する費用を補助するものでございます。

次に、説明欄の2、新規事業「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」1億2,850万円は、後ほど事業資料で説明いたします。

続きまして、(事項)国内観光宣伝事業費8億3,590万円でございます。

説明欄の1、新規事業「県内旅行宿泊応援クーポン付与事業」7億9,300万円も、後ほど御説明差し上げます。

次に、説明欄の2、新規事業「大阪・関西万博を見据えた観光誘客促進事業」4,290万円は、令和7年度に開催が予定されております大阪・関西万博を契機としまして、本県の魅力を発信するため、旅行会社等を対象にしたツアーやPRを行う事業でございます。

続いて、一番下の(事項)国際観光宣伝事業費1億1,900万円でございます。

説明欄の1、新規事業「インバウンド再生加速化事業」3,900万円は、韓国、台湾、香港の現地旅行会社が造成する宮崎空港発着の国際チャーター便を活用した旅行商品への支援を行うものでございます。

説明欄の2、新規事業「日本一の宮崎本格焼酎によるインバウンド回復促進事業」8,000万円は、酒蔵ツーリズムや焼酎関連のイベントをフックに海外誘客を図るものでございます。本事業は、観光庁の公募事業を活用するものでございまして、事業費は、公募の上限であります8,000万円を、また、10分の10の事業でございますので、財源は全額国費を予定しております。

今回の公募事業については、現在観光庁において公募案件を審査中でありまして、採択可否については今後連絡がある予定でございます。

続いて、27ページを御覧ください。

(事項)スポーツランドみやざき推進事業費1億7,182万9,000円でございます。

説明欄の1、新規事業「サーファーインバウンド誘致事業」663万8,000円と、説明欄の3、新規事業「スポーツランドみやざき推進施設改

良事業」1億6,000万円は、後ほど御説明差し上げます。

説明欄の2の改善事業「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」519万1,000円は、屋外型トレーニングセンターの供用開始を契機に、全県での、県内全域での新たなキャンプ誘致に向けたスポーツチーム関係者などの視察を実施するものでございます。

それぞれ個別の主な事業の詳細については、28ページ以降で説明させていただきます。

まず、28ページをお開きください。

新規事業「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」でございます。

繰り返しになりますが、予算額は1億2,850万円、財源は一般財源でございます。

事業の目的としましては、今後、さらなる受入れを見込んでおりますスポーツキャンプ・合宿や観光客に対応するため、人手不足等で厳しい経営環境にございます宿泊施設の生産性向上や、受入れ環境の充実を図るものでございます。

次に、事業の概要でございます。

事業内容としましては、(1)の枠の図の中にございますとおり、①の生産性向上支援といたしまして、例えば自動チェックイン機、清掃ロボットといったDX機器の導入や、経営診断等のコンサル支援に要する経費を補助するものでございます。

また、②のサービス向上の支援といたしまして、送迎バスやサウナといった施設整備の導入などに要する経費を補助させていただくものでございます。

事業の仕組みとしましては、ホテル旅館組合を通じ、各宿泊施設等に補助を行うこととしております。

成果指標としましては、県内の宿泊稼働率

——定員ベースでの稼働率を図るものでございますが、令和3年度の値である24.2%から、令和7年度にはコロナ禍前の令和元年度の水準の35.2%を目指すという形で、3年間の事業として実施するものでございます。

続きまして、29ページを御覧ください。

県内旅行宿泊応援クーポン付与事業でございます。

予算額は、7億9,300万円を計上しておりまして、財源は、国の臨時交付金で3億6,699万6,000円、宮崎再生基金で4億2,600万4,000円をお願いしております。

事業の目的でございますが、全国旅行支援終了後の県内での観光需要の喚起を図るため、県内宿泊等により県内限定で使用できるデジタルクーポンを付与するキャンペーンを実施するものでございます。

事業の概要は、(1)事業内容にございまして、県内宿泊者や日帰り旅行者に対して、飲食店やお土産店等で利用できるクーポンを平日は最大3,000円、休日は最大2,000円付与するものでございます。

今後の全体の流れにつきまして、右側の図を御覧ください。現在、国の全国旅行支援を活用して、みやざき割第2弾を実施しているところでございます。

こちらの終了後、7月以降の段階になりますけれども、まず当初予算を財源とした需要喚起策を実施させていただいて、その後、今回要求の事業を実施する予定としております。

事業の仕組みといたしましては、県観光協会の補助により実施するものでございます。

成果指標といたしましては、この事業の実施により、延べ20万人の宿泊者数を見込むとともに、県内観光による消費の拡大につなげてまい

りたいと考えております。

事業の期間は、令和5年度の1か年を予定しております。

続きまして、30ページを御覧ください。

新規事業「サーファーインバウンド誘致事業」でございます。

予算額は663万8,000円をお願いしております。

事業の目的でございますが、サーファー人口が増加しております韓国をターゲットに、本県の強みであるサーフィン環境を発信し、韓国からのサーファー誘客を図り、落ち込んだインバウンド対策を実施するものでございます。

次に、事業の概要でございますが、(1)の事業内容といたしましては、現地のサーフィン協会やインフルエンサーなどを本県にお招きし、3泊4日の日程でサーフスポットや周辺観光地を周遊するツアーを実施するものでございまして、ツアーの中では、サーフィン体験をはじめ、全日本サーフィン選手権の見学や青島での観光などを予定しております。

事業の仕組みとしましては、県観光協会に補助を行うこととしております。

成果指標としましては、本事業に関する情報発信に係る閲覧数を1万2,000回を目指して実施するものでございます。

事業の期間は、令和5年度の1か年でお願いしております。

続きまして、31ページを御覧ください。

新規事業「スポーツランドみやざき推進施設改良事業」でございます。

予算額は1億6,000万円を計上しており、財源は、国庫補助金が7,200万円、県債が7,920万円、一般財源が880万円をお願いしております。

事業の目的といたしましては、スポーツランドみやざきを推進するため、WBC侍ジャパン

の合宿をはじめとする世界レベルのスポーツキャンプにも対応できるよう、県有スポーツ施設の改良・改修を行うものでございます。

次に、事業の概要でございます。

(1)の事業内容の部分に記載しておりますとおり、具体的な内容としましては、県総合運動公園内の木の花ドームの人工芝の高質化を実施するとともに、長期荷重によるフィールドの凹凸を解消するため、基礎となるアスファルトの舗装工事等を実施するものでございます。

成果指標といたしましては、県外からのキャンプ・合宿参加者を令和3年度値12万8,578人から令和7年度に22万5,000人と、約10万人増加させることを目指して実施するものでございます。

事業の期間は、令和5年度から6年度の2か年となりますので、次のページのとおり、債務負担の設定を併せてお願いするものでございまして、2か年合わせての工事費は4億円を想定しております。

続きまして、議案第17号「宮崎県観光振興計画の変更について」、御説明いたします。

資料の42ページを御覧ください。

振興計画の変更の趣旨でございますが、1の趣旨に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症による旅行需要の減少、あるいは、観光ニーズの多様化やデジタル化の推進、持続可能性に対する意識の高まりなど、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、本県観光の振興を県政の重要な課題と位置づけながら、総合的かつ計画的に観光振興に取り組む計画として、宮崎県観光振興計画を変更するものでございます。

資料の下半分に、変更の経緯を記載しております。計画の変更に当たっては、市町村や市町村の観光協会、あるいは観光事業者との意見交換をこれまで実施しておりますし、観光審議会

という有識者の会議で計画案を御審議いただいております。本委員会におきましても、随時御報告さしあげておまして、前回の2月定例会の常任委員会では、計画の素案をお示しさせていただいたところがございます。その後、計画の素案につきましてパブリックコメントの手続を実施して、5月に開催した観光審議会でも最終案を取りまとめ、県への答申をいただいております。今回、本議案としてお諮りするものでございます。

具体的な概要については、43ページ以降で説明させていただきます。

43ページを御覧ください。

計画の概要についてでございます。(1)の位置づけは、県の総合計画長期ビジョンの具体化を図るための観光に関する分野別計画でありまして、推進期間は令和5年度から4年間の計画となっております。目指す姿といたしまして、地域社会の活性化や観光資源の掘り起こし、磨き上げ、あるいは、効果的な情報発信、スポーツランドみやざき、そういった点をポイントに置きながら、「魅力実感！感動と元気あふれる「観光みやざき」～Challengeみやざき、新しい景色へ～」を本県観光のスローガンとして取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な内容ですが、資料の45ページを御覧ください。

計画案の概要について、まず、計画の前段部分でございますが、本県の観光の現状と課題について整理したものでございます。上から2つ目の枠でございます本県観光の現状としましては、日帰り客が7割以上であり、宿泊を伴わない通過型の観光が多くなっていることや、九州外からの観光客が少ない、インバウンド事業が他県と比べて十分に組み立てていないといった

状況がございます。このため、本県観光の課題でございますとおり、周遊滞在型観光の推進や外国人観光客も含めた九州外からの誘客、多様化する観光ニーズへの対応といった点に取り組む必要がございます。

続きまして、資料46ページを御覧ください。

そういった課題を踏まえまして、基本方針の欄にありますとおり、宮崎の魅力を最大限に生かした観光の推進、観光サービスの高付加価値化、持続可能性を考慮した観光への取組、戦略的なプロモーション、デジタル技術の活用、こういった点を個別の施策にまたがる基本方針として掲げ、具体的なプロジェクトに取り組んでいく内容となっております。

取り組むプロジェクトといたしましては、資料の下半分に記載のとおりでございますが、プロジェクトの(1)、国内外から選ばれる観光地域づくりについては、周遊・滞在型観光推進のための観光資源の磨き上げや新しい観光スタイルに対応した様々な取組、(2)、みやざきの強みを生かした誘客の推進については、本県ならではのテーマ型の観光の推進や観光関連事業者等との連携、広域連携を踏まえた取組の推進、(3)、外国人観光客の誘致強化・推進については、東アジアを重点地域とした誘客対策に併せて、欧米豪や富裕層といった新規市場の開拓を進めてまいります。(4)、「スポーツランドみやざき」の推進については、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上、スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化、通年化、多種目化の推進等に取り組んでまいります。

最後に、資料47ページでございます。

こういった取組を進めることで、数値目標も計画の中で設定しております。7つの成果指

標を設定しております。観光入込客数や宿泊者数、観光消費額の数値については、国の観光立国推進基本計画において、令和7年度に令和元年度の水準まで戻すという目標が設定されていることを踏まえまして、本県の計画においてもそれを踏襲しつつ、目標期間の最終年度が令和8年度でございますので、それプラス一定の増加率を掛けた数値として設定しているものでございます。

○山台国際・経済交流課長 国際・経済交流課の6月補正について御説明いたします。

委員会資料の33ページを御覧ください。

当課の6月補正予算は、左から2列目、8,900万4,000円の増額をお願いしております。この補正により、補正後の当課の予算は、右から3列目、10億9,457万7,000円となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

34ページを御覧ください。

上から6行目の(事項)国際交流推進事業費であります。説明欄の1、新規事業「世界とのつながり」強化推進事業」1,731万3,000円です。これは、海外を訪問し、国際交流や経済交流を行う文化・スポーツ団体等への補助や、海外の行政機関の幹部、スポーツ団体の長などのキーパーソンの受入れ支援を行う事業であります。

次の(事項)貿易促進費の説明欄の1、新規事業「世界での活力とりこみ」強化推進事業」2,125万6,000円です。こちらにつきましては、後ほど事業資料で御説明いたします。

一番下の(事項)県産品販路拡大推進事業費であります。

35ページを御覧ください。

説明欄の1にあります新規事業「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化事業」3,346

万6,000円ですが、こちらにつきましても、後ほど事業資料で説明いたします。

次の(事項)県外広報対策費の説明欄の1、新規事業「ナッシーリゾート in 宮崎・県外発信事業」1,696万9,000円です。これは、今年8月に横浜で開催されるポケモン世界大会に合わせて、本県のポケモンに任命されているナッシーを活用して県産品や観光をPRするほか、首都圏や県内で本県への誘客や周遊につなげるためのイベント等を行うものであります。

それでは、事業資料について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

新規事業「世界での活力とりこみ」強化推進事業」であります。予算額は2,125万6,000円、財源は宮崎再生基金であります。事業の目的としては、北米等の新たな市場や経済成長著しいアジア地域との交流を通して世界の活力を取り込み、経済交流のさらなる強化を図るものです。

事業の概要であります。

(1) 事業内容としましては、①が、北米やアジア地域において本県にゆかりのある企業と連携した県産品フェアを行うものであり、カナダやニューヨークで本県出身者が経営する高級スーパーや、台湾やシンガポールの日系百貨店等でのフェアを予定しております。②が、各種団体等と連携した諸外国地域への訪問であり、県内の食品関係団体等と海外を訪問し、現地のキーパーソンとの意見交換や情報収集を行うとともに、知事によるトップセールス等を行うものであります。

事業の仕組みは、①は県から民間企業への委託、②は県が実施となっております。

この事業による成果指標は、農林水産物食品輸出額を現状の187億5,000万円から令和8年度

には210億円としており、事業の期間は令和5年度から7年度の3年間です。

続きまして、37ページを御覧ください。

新規事業「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化事業」であります。予算額は3,346万6,000円、財源は宮崎再生基金であります。事業の目的としては、2025年——令和7年の大阪・関西万博に向け、高まる関西圏の経済活力を取り込むため、県産品を知る・見る・買える機会の創出を通じた県産品の認知度向上、販路拡大を図るものであります。

事業の概要であります。

(1) 事業内容としましては、①の常設アンテナショップの設置を視野に入れたポップアップショップ出店では、令和7年度の民設民営アンテナショップの設置を視野に、今年度は大阪市中心部3地域で駅の構内や店舗の空きスペース等に期間限定で県産品を取り扱うポップアップショップの出店を行うものであります。また、②の宮崎県ゆかりの店と連携したイベント開催では、関西圏に約50店舗あるゆかりの店と連携し、スマートフォンを活用したデジタルスタンプラリー等のイベントを行うこととしており、③の関西メディアでの県産品プロモーションにおいて、テレビ番組等とのタイアップ等により県産品のPRに取り組みます。最後に、④の関西圏の大規模展示商談会への出展支援では、県としては初めての出展となる関西最大規模の展示会「フードスタイル関西」において、県内から参加される事業者の方々に対し、出展料や会場装飾等の支援を行うものであります。

事業の仕組みとしましては、県から民間企業へ委託することとしております。

成果指標としましては、ポップアップショップ来店者について、令和3年に大阪・梅田駅地

下で行った実績の1,116名から令和7年には6,000名への増加、商談会成約額について、令和4年の中規模の商談会での実績1,026万2,000円から令和7年に2,000万円への増加を目指しております。

事業の期間は、令和5年度から7年度までの3年間です。

続きまして、資料の48ページを御覧ください。

議案第19号「みやざきグローバルプランの変更について」御説明いたします。

本計画は、令和元年6月に策定したみやざきグローバルプランについて、令和元年度から令和4年度の計画年度が満了したことから、1、趣旨の1つ目にありますように、世界情勢が大きく変動する中、世界の潮流を見極め、変化に的確に対応しながら、社会・経済・産業の活性化を図ることが重要との認識の下、本県の持続的な発展に向けて輸出促進や観光誘客による世界の活力の取り込みや多文化共生社会づくりの推進、グローバル社会で活躍する人づくりなど、今後4年間のグローバル関連施策を総合的かつ計画的に推進するための変更を行うものであります。

次に、変更の経緯であります。本計画の変更にあたっては、令和3年12月から令和5年3月にかけて、県内事業者、県民、外国人住民へのアンケートや有識者による懇話会、また、骨子案や素案について本常任委員会で御意見を伺いながら手続を進めてきたところであり、今年4月から5月に実施したパブリックコメントでの意見も踏まえ、最終案として報告させていただくものであります。

2の「概要」以降につきましては、50ページからの概要版に沿って御説明いたします。

みやざきグローバルプランは、先ほどの改定

趣旨の下、位置づけとしては、県総合計画のグローバル関連施策に関する部門別計画、また、多文化共生や日本語教育の推進計画としても位置づけ、推進体制については、関係部局により構成する推進本部による進捗管理を行うとともに、海外拠点機能の活用、関係機関等との連携・協働を図りながら推進してまいります。また、推進期間につきましては、令和5年度から令和8年度までの4年間としております。

51ページを御覧ください。

目指す姿であります。みやざきグローバルプランでは、世界の活力を取り込む、世界とつながる、世界とともに歩むという3つの理念を掲げ、施策Ⅰ「グローバル経済交流の強化」、施策Ⅱ「多文化共生社会づくりの推進」、施策Ⅲ「国際交流の促進とグローバル社会で活躍する人づくり」の3つの施策の柱の下、各種施策に取り組むことで、「世界に開かれ、世界を舞台に躍動するみやざき」を目指してまいります。

次に、3つの施策の柱ごとの主な取組について御説明いたします。

52ページを御覧ください。

まず、施策Ⅰ「グローバル経済交流の強化」につきましては、1、海外への展開促進、2、海外からの誘致推進、3、経済交流を担う人材の育成・確保、4、交流基盤の維持・充実の4つの分野で取り組み、このうち、1、海外への展開促進の取組では、人工知能を活用したマーケットインの商品開発など、デジタル技術の活用による商品改良の支援やEC——電子商取引等の新たな流通チャネルの活用などの取組を行ってまいります。また、2、海外からの誘致推進では、海外市場のデジタルマーケティングの推進など、コロナの中で進展したデジタル化への対応も見据え、取組を行ってまいります。

53ページを御覧ください。

施策Ⅱ「多文化共生社会づくりの推進」については、1、外国人住民への支援について、外国人住民向けの一元的相談窓口の運営、2、外国人と共生する地域社会づくりの分野における地域住民と外国人住民が相互に交流する場づくり等に取り組んでまいります。

施策Ⅲ「国際交流の促進とグローバル社会で活躍する人づくり」では、1、国際交流の促進の中で、今年10月に開催する宮崎県人会世界大会を契機とした本県出身者とのネットワークの再構築とその活用を図りますとともに、2、グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成の分野では、引き続き、教育現場での国際理解教育に取り組むことと併せ、SDGsの意識について、教育の分野で浸透を図る持続可能な開発のための教育——ESDの取組を進めることとしております。

54ページを御覧ください。

成果指標であります。1から5までは、経済交流に関する指標として、農林水産物、食品の輸出額や輸出に取り組む企業、団体数を増やす目標などを掲げており、6から9までは、多文化共生の意識や国際交流関連の指標として、外国人が暮らしやすいと考える割合や県民のパスポート所有率などを掲げております。これらの数値目標につきましては、庁内に設置している推進本部の下で進捗管理を行いながら推進していくこととしております。

今回のグローバルプランでは、新型コロナの影響により、現行プランでの取組が大きな制約を受け、道半ばとなっていることから、大きな方向性、基本的な取組や現行プランをしっかりと継承しながら、成果指標の目標達成に向け、各種取組を全庁的に推進してまいります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

○中野委員 委員会資料の31ページについて、この木の花ドームの改修はいいことだと思うんですが、春に巨人軍がキャンプをしたときに、このドームや球場を含めていろいろ要望されたんです。巨人軍の木の花ドームの要望がこのことだったんですか。要望を受けての改修ということになっていますか。

○伊東スポーツランド推進室長 ここに説明がありますように、今回凸凹の改修がありますけれども、その辺りの改修の御要望を巨人軍からもいただいております。

○中野委員 せっかく巨人軍が来てきているわけです。この前は沖縄に行ったけれども、一生懸命、巨人軍の歓迎ムードでありました。巨人軍が一軍も含めて前半しかいないわけですから、宮崎にずっと継続していてくれるように要望を酌んでやってほしいなと思います。その要望を酌んでの改修だということですので、細かくはいろいろあったんですけども、このほかにもあればそこも含んで、1億6,000万円です足りるのかなと思いながら質問したところでした。よろしく願いいたします。

○伊東スポーツランド推進室長 巨人軍からは、ほかにも細かい点を含めて御要望いただいておりますので、可能な限り対応していきたいと思っております。頑張ってます。

○中野委員 ちょっと変わりますが、36ページです。成果指標の農林水産物・食品輸出額は、僅か3年間で22億5,000万円の増とされておりますけれども、もう既に現状、令和5年は間違いなく187億5,000万円なんですか。

○山台国際・経済交流課長 この187億5,000万円につきましては、実績が判明するのに少し時

間がかかる関係もありまして、実績としては令和3年の数字が187.5億円となります。令和5年に判明した数字ということで、令和5年という記入をさせていただいております。

○中野委員 いや、それでは駄目ですよ。令和3年としてこの数字が出ているんですか。そうすると、2年遡るから、令和5年から3年間で22億5,000万円でも少ないと思ったのに、令和3年の数字から5年を書いておけば——これでも少ないと思うけれども——見ようによっては22億5,000万円も増えたのかと思います。でも、実際は令和3年から22億円だから、うんと少なく見えます。やっぱり真面目に、ほかのは令和3年度とか4年度とか現状が書いてある。県にしてはデータがえらく早いなど。今年が令和5年ですから、この書き方はおかしいです。皆さんがこれでは伸びが少ないなと思ったから、令和3年から令和5年に置き換えられたのかどうか分かりませんが、短期間で増えるような見せかけでは駄目です。もっと目標を大きくであれば目標をもっと大きく。これはあなたたちの目標ではなくて、農政水産部の目標でしょう。そこら辺とも連携を取りながら。見込みで現状というような書き方はおかしいと思います。できたら真面目に令和3年と書いてほしいと思います。

○山台国際・経済交流課長 委員から御指摘のありましたように、農政水産部と環境森林部と合わせてこの数字とさせていただいておりますが、そこはしっかり連携を図って、数字的には今回またしっかりと年度を記載するようにしたいと思います。

○後藤委員 2点お尋ねします。

1点目は商工政策課ですが、委員会資料12ページ、中小企業支援ネットワーク経営支援強化

事業ということで、産学金労官というプラットフォームの下、今日も出ました自己変革と共創の推進の、共創の推進の一環かなと思うんですが、多職種連携での各種エキスパートとありますけれども、一般コンサルティングを想定していいんでしょうか。ほかにもいろいろな分野が入ってきていますけれども、どういう捉え方ですか。

○児玉経営金融支援室長 ここで想定しておりますのは、個別の士業団体、例えば弁護士といったところで、特にコンサルタントを依頼する予定ではございません。例えば、販路開拓の専門的なエキスパートがいる場合にはそういう方に依頼したいと思っておりますけれども、基本的には士業団体等の専門家をお願いする予定にしております。

○後藤委員 エキスパートという捉え方ですね。分かりました。

もう1点は、観光推進課、スポーツランドみやぎ関連ですが、27ページの改善事業「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」についてです。スポーツキャンプ・合宿の受入れの裾野を広げるという大きなテーマがありますし、今回の議会でも取り上げていましたが、全県化、通年化、多種目化を図らないと、一極集中ではありませんけれども、なかなか全県化にならない。この改善事業で促進をどう図っていくのか、詳しく説明してください。

○伊東スポーツランド推進室長 委員から御指摘のありましたとおり、全県化するには多種目化ということも非常に大事になってくると思います。今回の補正事業につきましては、東京の首都圏辺りのチームにこっちへ来ていただいて、今回、新たに整備しましたトレーニングセンターを中心に、各市町村で整備されている施設も含めて、チームの御要望に応じてそういっ

た施設を見ていただいて、新たなキャンプ誘致を図りたいという改善事業になっております。

○後藤委員 均衡な発展、全県化というのがスポーツランドみやぎにつながっていきますので、要望としては、特化しないように、どうかよろしくお願いします。

○伊東スポーツランド推進室長 委員からお話のあったとおり、各地域でスポーツの取組も様々でございますので、地域に合ったスポーツ種目を選定して全県に展開していきたいと思っております。

補足で一つだけ修正といえますか、先ほど中野委員から御質問のあった、木の花ドームの件ですけれども、今年度は1億6,000万円の事業ですが、32ページにありますとおり、来年度の債務負担とさせていただいて、トータルで4億円の改修工事になっておりますので、補足で説明させていただきます。

○内田委員 委員会資料58ページの7番目、感染症や災害リスクへの対応の強化ということで、大変必要なことだと思い、追加いただきありがたいなと思いました。今回のコロナも受けて、県内企業の緊急時の事業継続、早期復旧など、体制強化のような整備が重要ということで、事業継続計画の策定とか、企業の新事業展開の販路拡大等を支援するという内容になっています。

「みやぎ産業振興戦略(案)」の冊子も見せていただいているんですが、31ページ、感染症や災害リスクということで、新たなウイルスなど、今後もいろいろ未知なものも考えられますが、どのようなものを想定されているかを具体的に教えていただけたらと思います。

○佐々木商工政策課長 今回、感染症や災害リスクへの対応力の強化ということで、新しい項目として策定させていただきました。基本的に

は、今回の新型コロナウイルスのような感染症——これも今後いろいろな新しいものが出てくるかもしれませんが、そういった感染症が広がった場合、あるいは自然災害、最近であれば台風、今後、場合によっては南海トラフ巨大地震のようなものも想定されます。そういったものを想定しながら、もし実際に起こったときに、事業者が自分たちの事業を継続できるような想定と準備をあらかじめしておきましょうというのが事業継続力強化計画等でございます。

実際には、BCP、いわゆる事業継続計画をつくりましょうというのが先にあります。ただ、これは作業的にも大変ですし、かなり難しいものにもなってきますので、段階的にBCPに進んでいくために、その前段として事業継続力強化計画というものを策定していただくということを先に進めているところでございます。

この計画につきましては、我々のほうからガイドライン等もお示ししながら、中小あるいは小規模事業者も計画策定ができるように、セミナーの開催とか、基になるようなガイドラインをお示ししたりすることで、計画に取り組みやすい環境をつくるなど、取組を進めているところでございます。

あるいは、今回、特に新型コロナの影響によりまして、つくっているものが売れなくなってしまうとか、大きな影響もございましたので、そういった場合に自分たちの事業を柔軟に変えていただく——新分野に進出したり、新商品をつくっていただくといった新しい分野への挑戦に関しても、新しい展開ができるような支援にも併せて取り組んでいきたいと考えております。

○内田委員 現在、中小・小規模企業で、BCPを策定されている企業のパーセントがもし出していたら教えてください。

○佐々木商工政策課長 今回のみやぎ産業振興戦略（案）の成果指標に掲載させていただいております。15ページを御覧いただけますでしょうか。

中ほどに事業継続力強化計画の認定件数がございまして、令和4年度時点の現況値でございますけれども、451件策定していただいております。今後、これらのセミナーを開催したり、計画の策定支援をすることで、目標値としましては令和7年度までに1,091件まで伸ばしたいと考えております。パーセントはまだ出ておりませんが、着実に数を増やすことで事業継続に対する企業さんの備えを進めていきたいと考えております。

○内田委員 今回、経営破綻された企業というのが意外に少なかったなと思っております。ただ、反面、ゾンビ企業が全国でもワーストということで、政府の支援とか金融機関の御支援があって何とか存続できている。税金も無駄になっていないかなということとかも考えられる中で、県内でどのような業種がゾンビ化しているかを教えていただければと思います。飲食業とかもそうだと思いますし。

○児玉経営金融支援室長 宮崎県内のゾンビ企業の率が16.7%という数字は出ておりますが、その中身については申し訳ありませんが、今、手元にデータがございません。後ほどまたお知らせいたします。

○内田委員 ゾンビ化する企業をできるだけつくらないほうがいいと思うんですけれども、行政が経営的なことを破綻に持っていくとかそういうことはできないので、追い貸しして延命させるというようなことで御苦労もいろいろあると思いますが、ゾンビ化する企業をつくらないためにも、対応力の強化という視点がこういう

計画の中にしっかり入っていないといけないなど感じております。優れたノウハウとか技術力を持っている企業とかもあると思いますので、ゾンビ化しないようにしていくぞという視点が含まれているかどうかをお伺いしたいと思いません。

○佐々木商工政策課長 委員がおっしゃるとおり、ゾンビ化しないようにというところが非常に大事なところでございます。これまでいろんな融資事業によりまして、ある意味、苦しい企業の延命といいますか、事業の継続が図られたところではございますけれども、実際には、これまで融資を受けてつないできた部分で経営の改善とかがしっかり図られていることが非常に重要なと考えております。

その中で、今回お願いしております「中小企業支援ネットワーク経営支援強化事業」がござります。元本の返済が始まり、経営が厳しくなっている状況もだんだんと増えてくるということで、通常であれば、金融機関に御相談をして返済のスケジュールを見直すとか、いろいろなことがござりますけれども、一方で、こういった事業で経営そのものは継続していきながら、実際の経営の中身を、ここに書いてありますように多職種の連携——いろんな専門家、あるいは各分野のエキスパートの力を借りて経営の改善を図っていただいて、健全化の取組そのものを進めていただくということが非常に重要だろうと思っております。こういった支援を強化することでゾンビ企業を生まないようにいたしますか、具体的に経営そのものの改善を図っていくことに取り組んでいきたいと考えております。

○内田委員 最後に、今回、コロナを受けて、マスクとか消毒液が大量に余ったり、アクリル

板が余ったりと、備えも大事なんですけれども、その後の処理とか処分とか、災害後に困ったりする状況があるかと思えます。そういう災害後の支援まで、この計画の中に、協力のところとかにあればいいなと思っているんですが、そのあたりの考え方を教えてください。

○佐々木商工政策課長 実際に発災した後にどんなことが起こるのかというのを、しっかりと想像力を働かせて、どんな状況に陥るのかをきちんと予測して対策を立てるとというのがこういった計画の上では非常に大事だと思いますので、これまでの災害で起こったこと、どんな状況が発生したかというようなことをしっかりとデータとして見ていただいて、それに対する対策をこういった計画の中に盛り込んでいくということをやりたいと考えております。

○児玉経営金融支援室長 すみません、先ほど、ゾンビ企業の職種のデータというお話がありましたけれども、申し訳ありませんが、データはございませんでした。

○図師委員 委員会資料の36ページの事業内容は理解できるんですが、この説明ですと非常にぼんやりとした事業内容なので、もう少し詳しい説明をいただきたいです。

例えば、本県にゆかりのある企業とはどういうものなのか、もしくは現地のキーパーソンというのは誰なのか。そこでそういうフェアをする、知事によるトップセールスをしたところで、その現地の人が知事を知っているわけもないし、果たして行く意味があるのか。何をもって効果を得ようとしているのか、そして、成果指標の金額が一応微増にはなっているんですが、他県と比較してこの数字が大きいのか小さいのか、特に隣県の鹿児島、熊本や、九州内の福岡、佐賀の海外への輸出額と比べて本県はどういう

位置にあるのか。そのあたりをちょっと相対的に伺いたいです。

○山台国際・経済交流課長 委員会資料36ページの事業について御説明させていただきます。

まず、事業内容の1につきまして、北米・アジア地域において本県にゆかりのある企業と記載している部分でございます。

この事業で想定しておりますのは、県内の延岡市の水産会社の方が、ニューヨークで同社の現地法人を運営しておられますので、そちらが経営しておられる小売店とコラボしたプロモーションを予定しております。

さらに、カナダでも、都城市の企業の姉妹会社が展開しておられますスーパーで、加工品を中心に県産品フェアを10日程度実施する予定しております。

また、台湾におきましては、地域商社と連携して日本食小売チェーン店との共同イベント、あるいはホテル等でのレストランフェアを予定しています。

②の現地キーパーソンにつきまして、想定しておりますのは、ビジネス界のキーパーソンということで、例えば、県産品を現地で取り扱うデパート、企業の経営者、それからアメリカ辺りですと、焼酎の輸出拡大に向けて取り組んで、結果的に輸出拡大につながるような、例えばトップバーテンダーとか、あとはロサンゼルスでスパを経営する方に本県出身者がおられますので、そのあたりの方を現地のキーパーソンというふうに本事業では予定をさせていただいております。

それから、成果指標の農林水産物・食品輸出額の九州各県を含めた他県の状況につきましては、少しお時間をいただいて、後ほど御報告させていただきますと思います。

○図師委員 ニューヨークやカナダで県の水産会社と連携してフェアを行うとかいうことなんですけど、加工品の販売は宮崎の水産加工品の販売を向こうでされているんですか。これは輸出の問題とかは今はないんですか。

○山台国際・経済交流課長 水産会社のニューヨークで展開されている会社につきましては、現地法人をつくっておられまして、同社が魚の卸しとかをレストラン数店舗とされています。商品については、全てが宮崎県産品というわけではないと思いますが、今回は県産品、加工品を中心に持って行って、向こうでフェアをしたいと考えております。

○図師委員 これは定期輸出につながるんですか。

○山台国際・経済交流課長 まずはつながるかどうかを、初めての取組ですので、この事業で試験的に実施させていただきたいと思っております。

○図師委員 フェアを打てると思うんですが、貿易とか、検疫とか、そのあたりの公的な障壁というのは取り除けるんですか。

○山台国際・経済交流課長 委員がおっしゃるように障壁等につきましても、当然、この取組の中に出てくる部分があると思いますので、そこは現状で可能なこと、そうでないことを踏まえて、事業でできる部分をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○図師委員 もちろん将来的な展望を持ってこういうフェアを打たれていくと思うんですが、何が言いたいかということ、打ち上げ花火で終わっても何にもならないということです。そこに行つて、知事が、どうぞ皆さん、今回フェアで加工品を作ってきましたと言ったところで、その後につながらなければ意味もないので。3年後に

は検疫の品目を増やして、その中にこの水産の加工品を入れるので、今回フェアを打つようにしていますとか、ただ行ってやって終わりではないと私は信じております。今後、この事業がどう推移していくのかを非常に期待しているところです。

あと、台湾のレストランでフェアをするとか、トップバーテンダーに宮崎の焼酎とか、宮崎のアルコール関係を使ってカクテルを作ってもらって出すんでしょうけれども、それが向こうでどのくらいの消費量になって、焼酎の輸出が何%ぐらい伸びますよとか、そういう戦略的な数字をもってこういうフェアを打たれるのか。バーテンダーが来てカクテルを何杯作って何万人の人がそれを飲むのかとか、何かビジョンがあられるんですか。

○山台国際・経済交流課長 委員御指摘のように戦略的に事業を進めることは非常に重要だと思っております。

今回、今後の焼酎の消費量がどれくらい伸びるかということまで、まだ見込めない部分がございます。申し訳ありませんが、この事業については、まずはテストマーケティングをさせていただくということで、トップバーテンダーにつきましては、以前から宮崎の焼酎について内容を御存じの方、認知していただいている方に海外で、あるいはアメリカで展開するに当たって、焼酎の使い方とかを含めて、今回リサーチをさせていただきたいと思っております。

なお、結果につきましては3年間の事業でございますので、しっかりと実績を踏まえながら成果につながるように持っていきたいと思っております。

○函師委員 私としてはこの台湾の事業とかはぜひ現地を見させていただきたいとも思います。

繰り返しになりますが、やって終わりではなくて、その後の定期的な輸出とか、輸出量の増につながるよう、もちろんこの3か年のうちでリサーチしながら、どこにそういうマーケットがあるのか、どことマッチングすればいいのかを調べられると思うんですが、その推移をぜひまた御報告をいただければと思います。

○飯塚商工観光労働部次長 委員の御指摘のとおり、打ち上げ花火にならないように、ここにも書いてありますけれども、もちろん県内の各種団体、酒造組合とか、いろんなどころと作戦を練って、また、行った会社がまた個別につながっていくように、いろいろ考えながらやっていきたいと思っております。特に、知事のトップセールスと書いてありますけれども、イメージとしてはイベントにはっぴを着て出るようなイメージじゃなくて、各会社のトップと会ったり、各企業と会ったりして、そういう本気度を見せるという意味もございまして、そういうことでお考えいただければと思います。

○山台国際・経済交流課長 先ほど委員から質問のありました成果指標の各県の状況につきましては、データが手元にございませんで、入手でき次第、また御報告ということでよろしいでしょうか。

○函師委員 私も手元にその資料があるわけではないですが、やっぱり宮崎県の海外輸出の成果指標もですが、額が非常に小さくて、他県と比べるとまだまだ戦略的な取組が小さいんじゃないかという話も聞いております。

さらに高い数値目標を持ちながら活動していただければと思います。

それに関連して、委員会資料59ページのみやざき産業振興戦略の内容で、やはり海外への展開促進とありまして、今の事業も関連するんで

すが、マーケティングによって今後の販路拡大を計画的に図っていかれると思うんですけども、ターゲットとする国、もしくはどういう経済圏とか、富裕所得層とか、そういうものを絞り込んでこういう海外展開をされるのかなということが気になります。

といいますのが、今までも商工観光労働部関連で、常任委員会でいろいろなところを視察させていただきました。行く先々で、台湾に行っても、香港に行っても、韓国に行っても、上海に行っても、もう他県がどんどん来ているところを、特にこの宮崎牛にしても焼酎にしてもですが、輸出可能な品目に関しても、もう後追い後追いの感が否めないんです。

鹿児島牛にしても、佐賀牛にしても、神戸牛にしても、松坂牛にしても、もう行くところ行くところ、先に和牛のブランド、焼酎にしても酒にしてもですが、後追い感が否めない。もっと先を見た、もちろんヨーロッパとか北米というのは、他県に先んじて手を打っているんだとは思いますが、殊、アジア、東南アジアに関しても、もっと、今、人口が爆発的に伸びているインドにしても、インドネシアにしても、フィリピン、ベトナム、カンボジア、その富裕層にもっと他県に先がけてというか、ブルーオーシャンのところに先手を打っていくような戦略が、もっと宮崎はあっていいと思うんです。

ここでいう海外の展開促進の具体的なビジョン、大まかでいいんですが、どういうもの、どういう国、どういう所得層に狙いを絞っていかうとされているのか教えていただければと思います。

○佐々木商工政策課長 今、御指摘があったとおり、ターゲットをあらかじめ絞っていくというのは非常に大事な戦略だと思っておりますが、具体的に、今どこに一番可能性があるのかを突

き止めるのは非常に難しいのもまた一方ではございます。

私どももジェットロあたりから、どんなところがいいのかというような情報を様々聞き取ったり、過去のいろんなテストマーケティング等のデータとかも一定程度持つてはいるところでございますが、じゃあターゲットとして今はどこですよというようなところがぼしっと出るかという、そこは非常になかなか難しいというの是一方でございます。

59ページに書いてあります海外への展開促進という部分でいいますと、もちろんそういったところもやりつつ、最近ではデジタル化の進展等によりまして、要はネットワーク上での販売ができたりだとか、AIの活用による商品開発と書いてありますが、今回AIを使った海外の嗜好に合わせた商品づくりを新たに取り組んでいくということもございます。

様々なアプローチの仕方をしながら、当たりを引ける確率を上げていくといいますか、そういったやり方で海外への展開については進めていくという方法が現実的なやり方なのかと考えているところでございます。

いずれにしても、非常に地域間の競争といいますか、ほかの都道府県も様々な努力をしている中で、一番よさそうなところをしっかりと探しながら取り組んでいきたいと考えております。

○図師委員 最後に、以前、大連に行ったときも、全然日本企業の進出がないし、インバウンドの対策も今だったらどんどんアピールできますよと言われてたり、商工会の会頭さんからもそういうアドバイスをいただいたり、インドネシアのジャカルタに行ったときも、ぜひ日本の軽微なものでいいので、医療機器の輸入をさせてもらえないかとか、人工透析者が増えているの

でダイアライザーを輸入させてもらえないかとか、中古の医療機器でも何でもいから、そういう販路をつくってもらえないかとか、そういうオーダーが来て、その都度、関係部局にはつながりませんが、やはりまだそこには実績がないとか、前例がないというところで、なかなか具体的な商談にもつながっていないところもあるんです。繰り返しになりますが、他県の後を追っかけるような事業展開ではなく、勇気を持って新たなところへの販路拡大というのを、いろんな分野において、ぜひ、特に商工政策課に関してチャレンジして行ってほしいなと思いますので、期待しております。

○佐藤委員長 先ほど、函師委員より、36ページ、農林水産物・食品輸出額の他県の状況について資料をとということでありました。これは、資料を全員にとということよろしいですか。

○山台国際・経済交流課長 各県の状況につきましては、早速調べたいと思います。統計として出せる資料がございましたら提出したいと思っております。

○中野委員 今の事業の関連ですが、知事のトップセールスで、カナダに行ったりニューヨークに行ったりされると思うんですが、予算の2,125万6,000円は、いろいろ数字を積み上げてこの数字になったと思うんですが、例えば、旅費とか交通費とか、そういうのもこの中に含んでいるわけですか。

○山台国際・経済交流課長 海外の渡航費まで含んだ金額となっております。

○中野委員 例えば、知事だけでどのぐらいかかるものですか。

○山台国際・経済交流課長 1人分の単価をニューヨークまで羽田から往復で39万3,000円くらいで予算上は見ておりますけれども、これが

全てではなくて、今、知事の方だけという出し方はちょっとしておりませんが、後ほどであれば、1人分の金額というのをまた準備して、御報告させていただきます。

○荒神委員 委員会資料58ページの議案第20号「みやざき産業振興戦略の変更について」の内容説明の中で、ちょっとお尋ねしたいんですが、宮崎県の次世代リーディング企業などに集中支援をするという内容であったと思いますが、その辺の内容と、もう一点は、外国人材の活躍促進という内容を教えていただきたいと思っております。

○佐々木商工政策課長 委員会資料の58ページでございますけれども、方針1の2番目、県内経済を牽引する企業の育成というところで、宮崎県次世代リーディング企業などへの関係機関による集中支援を掲げております。

県内経済の活性化を図るためには、県内経済の中で様々な企業を引っ張っていきけるような、過去でありますと成長期待企業、昨年度からは宮崎県次世代リーディング企業というのを認定いたしまして、関係する機関で集中的な伴走支援をしながら、その成長を応援しているところでございます。

特に昨年度から始めました次世代リーディング企業につきましては、コロナや物価高等のいろんな環境の変化に対しても、自分の事業を柔軟に変えながら、新しい分野への進出等ができていっているような、継続して成長ができるような企業を認定いたしまして支援をしているところでございます。

こういったところを、県内企業にはモデルとして見ていただきながら、自社の成長につなげていただければということで、こういったポイントを一つ、柱として据えているところでございます。

続いて、人材の部分での外国人材の活用の促進につきましては、様々、在留期間等の制度の変更とかもある中で、本県の各種分野においても非常に重要な人材として必要になってきているわけでございます。

外国人に活躍していただける分野というのは、医療、福祉から農業、ものづくり産業等、様々な分野がございまして、どんな人材が必要かというところも、いろんな違いもございまして。それぞれの分野で必要な外国人の人材がどんな方々なのか、それに対してどんなところから人が呼んでくれるのか、あるいは、今後、いろんな規制が変わっていく中で、外国人がどこに来てくれるのか、選ばれるような地域というのはどういうところかということも課題になってくるんだらうなと思います。

様々な分野から必要とされる外国人材の確保に関しましては、対外的に本県を選んでいただけるようなPR、あるいは実際に本県が選んでいただけるために、本県に外国人の方がお住まいになるときの生活のサポート等も含めて、働きやすい地域となれるように、環境整備も含めて、外国人材が宮崎を選んで、宮崎県内の企業で働いてもらえるような準備について、トータルで検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、正午になりますので、続きは午後1時10分からということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは午後1時10分からの再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時8分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

○山台国際・経済交流課長 午前中に委員会資料の36ページの事業につきまして、函師委員と中野委員から質問がございました件について、説明させていただきたいと思っております。

まず、この36ページの「世界の活力とりこみ」強化推進事業でございますが、この金額が総額で2,125万6,000円ということで、この中に旅費等も含まれるのかという問いにつきましては、含まれておりますという回答をさせていただいたところ です。

その中で、知事がトップセールスに行ったときに要する経費がどれぐらいかという御質問がありましたが、実際のところ、予算積算上は知事の分として幾らという積算はしておらず、一般職員が渡航する際の積算ということで、見積りをさせていただいているところでございます。

仮に知事がトップセールスに行くとなりましたら、その予算の中で対応させていただくということで考えております。

もう一点、成果指標の九州各県等のよそと比較するような数字がないのかという、函師委員からの質問がございました。この件につきましては、九州各県が輸出に取り組む品目が基本的にそれぞれ違うという点もございまして、単純比較ができないというのがございます。

そういう中で、例えば、熊本県とか鹿児島県の数字については、農林水産物というふうなくくりでいきますと、ほぼ比較ができそうな数字であります。完全に同じ状態ではないということ踏まえた上で、金額を報告させていただきたいと思っております。

まず、熊本県の令和3年度の実績が約95億9,000万円、それから鹿児島県の令和3年度の

実績が311億円、これに対して宮崎県の令和3年度が174億円と——すみません、説明が漏れておりましたが、熊本県は主要な農林水産物というくくりで、これはそれぞれの県が独自に調査して報告している数字ですので、統一的な観点での比較は単純にできなかったということを御報告させていただきたいと思えます。

○荒神委員 先ほど説明をいただきましたが、これはみやざき産業振興戦略の変更についてというくくりであったわけですので、この成長期待企業、また次世代のリーディング企業などを集中的に支援するという内容であれば、どういふところが変更になって、どういう企業にされるのか、その経緯など、その辺をお尋ねいたします。

○佐々木商工政策課長 今、御質問いただいた変更した部分はどこかでございますが、前回の戦略でございますと、次世代リーディング企業というのは記載がございまして、成長期待企業の集中的な支援、産学官連携による集中的な支援ということが前回上げられておりました。

その後、集中支援に取り組んできましたが、新型コロナウイルスの感染の拡大や物価高等の影響を背景に、成長期待企業の中には売上や雇用が当初の予定どおり伸びなかった、実績が上がらなかったところもございました。

そういった様々な環境の変化の中でも、自らの事業を新しい分野に進出するなど、様々な取組によって強靱な事業活動ができる企業が出てきましたので、それを踏まえて、次世代リーディング企業の支援等を追加したところでございます。単純に右肩上がりの企業を選んで支援するというよりも、様々な環境の変化に応じて柔軟に事業活動を変えられるような取組ができる企業を応援するという要素を新たに加えたという

ところでございます。

企業名としましては、例えば、県内の清武町にワン・ステップという会社がございます。ワン・ステップという会社は、これまでエア遊具、空気を入れて膨らまして子供が遊ぶような遊具を作っている会社でございましたけれども、コロナ禍を踏まえて、病院の内外で感染症の患者を取り扱えるような陰圧室という医療用の製品を出したりというような違う分野——遊具から医療分野に進出する、そういった新しい取組ができる企業を新たに認定して支援するということをやっております。

○荒神委員 成長期待企業というのは、全てにおいて期待するべきであって、次世代のリーディング企業といっても、どの分野の業種においてもそういう価値はあると思うんです。そのすみ分けというのはどういうふうになっているのかなというのが気になるんですけれども。

○佐々木商工政策課長 成長期待企業の認定そのものは一昨年までで終えております。成長期待企業の要件といいますか、おおむね支援によって売上が30億円を超えるぐらいのレベルにまで成長できるような企業を基本的には応援しております。次世代リーディング企業に関しましては、先ほど申し上げたように、既存の事業分野以外でも柔軟に事業内容が変えられたりだとか、条件によって自分たちが成長していける方向性を探して、自己変革と計画の中では書いてありますけれども、自ら変革ができるような企業を新たに選定して支援をするものでございます。

ただ、荒神委員がおっしゃられたように、いずれにしても高い成長性がある企業というのは、我々としては一生懸命応援したいと思っておりますので、名称そのものは少し変えておりますけれども、引き続き県内の企業を引っ張ってい

けるような企業に関しましては、しっかり応援しながら成長させるような取組を進めてまいりたいと思っております。

○荒神委員 全ての企業において応援していただかなければいけないわけですが、今、支援する、また該当する業種というのはどのような内容なんですか。

○鍋島企業振興課長 まず、企業成長ですけれども、県内でいいますと、例えば、レタス巻で有名な一平とか、そういったところを支援しております。

その後の次世代リーディング企業は、先ほど佐々木課長からございましたけれども、ワン・ステップという空気遊具を取り扱っているところが、今度は新たに医療分野で——コロナが流行して、その区切られた空間を陰圧に保てるように、だから外に出ていかないような形でもって対応するというふうなところで……。

○丸山商工観光労働部長 私のほうから総括的なお話をさせていただきますけれども、県内の企業は中小企業がほとんどでございます。県北の旭化成とか県南の王子製紙とか、大きい企業はもちろんありますけれども、どうしても宮崎県の産業の一般的な見方としまして、中小企業、しかも他県と比べたり全国的に見ても、大きく飛躍していこうというところが、なかなか少ないというのがこれまでずっと課題でございます。

その中で、当然ながら、いろんな企業を支援していくという前提は一緒なんですけれども、その中でもここに書いていますとおり、県内経済を牽引するようリーダーの企業をつくりたいという思いで、長年、商工観光労働部はこういう柱立てをしております。

その時々で、このときは成長期待企業という名称をもって、関係団体で認定をしまして、今、

出てきました一平とか、そういう企業が過去に認定されたんですけれども、そういうときに集中的に施策を行って——県や国のいろんな事業がありますけれども、まさに県をリードしてもらおうという企業を育てていこうという事業に取り組んできたというのを、この中で書いておまして、そこをさらに続けていこう、集中支援していこうという柱立てでございます。

現在は、宮崎県リーディング企業ということで、名称を含めて、新たに取り組んでいこうという趣旨で書いております。

荒神委員がおっしゃったように、当然ながら全般的に支援していくんですけれども、ここでは柱を立てていこうというような意味で使っていると御理解いただければと思います。

○荒神委員 見守っていきたいと思います。

次に、外国人材の活躍とあるんですが、これは外国人の方々がいろいろといらっしゃるわけですが、この暮らしの支援というのはどういう外国人に向けての支援が入っているのかお尋ねいたします。

○山台国際・経済交流課長 外国人の支援につきましては、外国人の一般的な生活面での支援を、県のほうで対応させていただいております。相談は生活全般ということで、情報提供でありますとか、相談を受けたりとか、そういった窓口をみやざき外国人サポートセンターというところがございまして、そちらで対応をしております。

○荒神委員 生活支援ということであれば、日常生活の中で、特に中山間地域、また交通弱者的な地域においては、やはり交通体制、その辺の支援も、話題なり要望なりに上がっていると思うんですが、その辺の支援はどのような内容になっていますか。

○山台国際・経済交流課長 医療の面でありませつか、例えば、一般的な日常生活におけるごみの出し方とか、そういったことまで含めて、相談は広くサポートセンターには入っております。言葉の面で対応できるような体制を今サポートセンターが持っていて、例えば、交通弱者に対する交通面での支援とか、そういうことはやっておりません。あくまで相談に対する支援という立場でやっております。

○川畑観光経済交流局長 外国人の方々が、それぞれの地域で極力支障がないように生活していくことが大事だということでございます。

御指摘の交通機関の部分につきましても、中山間地域とか、それぞれの特性に応じていろいろな機関がありますが、日本人の方も同じように御不自由な面があるかと思っておりますので、同様に対策が必要だと思っております。そういう意味では、どういうところにお尋ねすればいいとか、そういう機関を御紹介したりとか、市町村とも連携しながら、きめ細かい交通の利用についてフォローしていくというような形になろうかと思っております。

○荒神委員 所管でないかもしれないんですけども、以前、課長からお話を聞いたんですが、やはり交通弱者の方々は、日本人であれば運転免許を取得するんですが、外国の方はその免許を取得ができない。であれば、ここに書いてあるように、日常のいろんなサポートの中で、その御相談事の中にあると思うんです。やはり商工観光労働部として、受入れ・雇用して、日常生活の中の交通対策についてはどういう連携を取っていらっしゃるのかな、このサポートの中に入っているのかなというように思ったものですから、お尋ねするところです。

○川畑観光経済交流局長 全く御指摘のとおり

でございます。つぶさに、それぞれのお声とか、私は、今、手元で承知してございませんけれども、そういった方々、外国人の方ならではの戸惑いであるとか、不自由であるというような声については、しっかりと今後もお聞きした上で、どういうことが県なり行政としてできるのかということについて、しっかりと情報提供なり共有をして、少しでも支障がないような形でできるように、今後も注視して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○荒神委員 連携を取っていただいて、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○佐々木商工政策課長 報告事項といたしまして、令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書の御説明をしたいと思います。

委員会資料の62ページをお開きください。

令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書でございます。

次の63ページには、令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書を資料として提出しています。

本年2月の定例会で御承認いただきました繰越明許費等につきまして、繰越額が確定したことなどから御報告するものでございます。繰越明許費に関するものが6事業、事故繰越しに関するものが2事業でございます。

では、まず常任委員会資料の62ページの繰越明許費に関するものでございます。

一番上、小規模事業者新事業展開等支援事業は、小規模事業者が新事業展開や販路開拓に取

り組むための経費を支援する事業でございますが、事業者の取組期間等を十分に確保するために繰越しをするものでございます。

2番目の商工業者再建支援補助金は、昨年9月の台風第14号により被災した事業者の事業継続を支援し、地域経済の復旧、復興に取り組むための事業でございますが、資材等の納品に日時を要したり、事業期間内に工事が完了しなかったことや、被災による環境の変化により申請ができない事業者などがありまして、そういったものを支援するために繰越しをしたものでございます。

次に、3番目、みやざき商店街等IT導入支援事業は、キャッシュレス決済やPOSレジ等のデジタル技術を活用した生産性向上に取り組む商店街等を支援する事業でございますが、事業者の取組期間等を十分に確保するために繰越しをしたものでございます。

4番目、県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業は、県が市町村と連携してプレミアム付き商品券等を発行することで、県民の負担を軽減しつつ消費を喚起し、コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図る事業でございますが、市町村における十分な準備期間を確保するために繰越しを行ったものでございます。

5番目、観光みやざき回復支援事業は、国の地域観光事業支援を活用し、全国向けの県内宿泊等の割引支援を行う事業でございますが、国の事業実施が今年度まで引き続くこととされたことから、繰越しを行ったものでございます。

6番目、ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業は、観光需要の早期回復を図るとともに、観光関連産業を支援するために、県内周遊を促進するキャンペーンなどを実施する事業ござ

いですが、昨年度から実施されている国の支援事業に併せて、効果的に事業を実施するために繰越しを行ったものでございます。

続きまして、資料の63ページ、事故繰越に関するものでございます。

一番上、ポストコロナを見据えた食品製造業支援事業は、食品製造業者が抱える製造工程や、労働環境の課題などの改善を支援する事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、補助事業者が導入を予定していた食品製造関連機器の納品に日時を要したことにより、繰越しをしたものでございます。

次に、2番目、屋外型トレーニングセンター開設準備事業は、屋外型トレーニングセンターの供用開始に当たり、施設の資機材整備や利用受付の委託などを行う事業でございますが、世界的な半導体不足の影響によりまして、トレーニングセンターに導入を予定しておりました海外製の部品を使用したスコアボードの納品に日時を要したことにより、繰越しをしたものでございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○児玉経営金融支援室長 常任委員会資料64ページを御覧ください。

まず、経営者保証を不要とする創業関連融資メニューの追加等について説明いたします。

まず、1、概要の(1)にありますように、国では経営者保証に依存しない融資慣行を加速させ、創業や再チャレンジなどを促進するため

に、今年3月にスタートアップ創出促進保証を新たに創設いたしましたことから、本県におきましても、この保証制度を活用いたしまして、県中小企業融資制度において、表の創業関連融資メニュー比較にありますように、③の経営者保証解除型貸付を新たな融資メニューとして追加するものでございます。

融資の内容につきましては、創業関連融資変更内容の右端③の経営者保証解除型貸付にありますように、融資限度額が3,500万円、返済期間は記載のとおりでございます。

また、保証料率は事業者が県信用保証協会に支払うものでございますが、0.6%とし、UIJターナー者、中山間地域などでの創業者等については、さらに上乘せで0.1%軽減するというようにしております。

次に、表の既存制度の一部改正につきましては、①の創業貸付が保証種別を一般保証から、同じく国が創設しております創業関連保証に活用することによりまして、保証料をこれまでの0.75%から0.4%に引き下げまして、中小企業者の負担を軽減するとしております。

また、創業貸付については、融資限度額がこれまでの1億円から3,500万円に引き下げられますけれども、これは創業関連保証を活用しますと融資上限が3,500万円に制限されるためでございます。

次に、表の既存制度の②再チャレンジ応援貸付につきましては、融資限度額などには変更ございませんが、新たにUIJターナー者、中山間地域等に対する特例を設け、保証料率をこれまでの0.4%からさらに0.1%軽減するものでございます。

融資利率につきましては、返済期間によって異なりますけれども、創業関連融資では共通し

て1%~1.5%としております。

2の予算でございますが、県融資制度の運用経費としまして、当初予算で中小企業金融対策費543億円を計上しておりますので、この予算の中で実施していきたいと考えております。

続きまして、資料の65ページでございます。

宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について説明いたします。

まず、(1)の輸送実績でございますが、令和4年4月と10月に、それぞれ新船が就航し、表にありますように、令和4年度は、貨物、トラックドライバーを含む総旅客及び一般旅客とも前年から増加しておりますけれども、令和元年のコロナ前と比較しますと、まだその水準までは回復していないという状況にあります。

(2)の収支見込みであります。令和4年度は、貨物、旅客ともに回復傾向にありましたことから、営業収益は増加する一方で、国の燃料油価格激変緩和措置などにより、燃料費が減少したことに伴い、経常収支は4億7,300万円と、3期ぶりの黒字決算となる見込みでございます。

次に、66ページでございます。

2の新船効果についてでございます。

まず、貨物(トラック)の輸送量でございますが、新船ではトラック輸送能力の向上を図っており、積載台数は1隻当たり旧船の130台から163台に増加し、この結果、令和4年度の新船就航後に旧船のトラック積載台数である130台を超えて積載した便数は63便に達しております。

旧船であれば積載することができなかった累計886台のトラックを新たに取り込むことができました。

次に、右の旅客輸送量でございます。新船では、一般旅客の個室を1隻当たり29室から106室に増加させたほか、女性のお客様を意識したパ

ウダールームや家族連れを意識したキッズスペースなどを新設しましたことから、こうした効果もあり、前のページに記載しておりましたが、令和4年度の一般旅客は前年比で235%の大きな伸びとなっております。

最後に、3の直近の状況であります。

昨年5月は新船1隻、旧船1隻での運航でしたが、今年5月は新船2隻での運行となったことや、社会経済活動の活発化などに伴い、表にありますように、昨年5月を上回る堅調な回復状況となっております。

しかしながら、燃料価格の高止まりなど、取り巻く環境は予断を許さない状況にあり、会社としましても新船の強みを生かした営業を強化し、需要の回復に懸命に取り組んでいくところでございます。

年間を通じた輸送量の回復を着実なものとするために、物流の2024年問題を受けたモーダルシフトの取組をしっかりと進めていただくとともに、県としましても、下り荷の確保や新船の魅力向上に対する支援を行うなど、引き続き、関係機関と一体となって、需要回復に取り組んでまいりたいと考えております。

○鍋島企業振興課長 次期指定管理候補者の選定、宮崎県機械技術センター分につきまして御報告いたします。

委員会資料67ページを御覧ください。

1、現在の管理運営状況についてであります。

まず、(1)の施設の概要であります。延岡市大武町の延岡鉄工団地内にあります宮崎県機械技術センターは、機械金属工業の振興を目的に、センター設備の利用、機械金属工業に係る知識、技術の習得などを支援するために設置された公の施設であり、現在は公益財団法人宮崎県機械技術振興協会が指定管理者として管理運

営を行っております。

(2)の施設利用状況につきまして、技術指導の件数や研修への参加者など、前期分の平均値とともに、本期分、令和4年度までの状況を表にまとめております。

令和元年度後半から新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、技術指導・相談や施設利用、依頼試験では、前期を上回る活用が認められるとともに、(3)の施設収支状況につきましては、表の一番下の欄の収支差額は黒字となっております。

68ページを御覧ください。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組であります。利用者を対象とした満足度調査や、ホームページのリニューアル、ICT分野の情報提供などが行われているところでありまして、その結果が事業の充実や利用者の増加につながったものと、(5)にありますとおり評価しているところでございます。

続きまして、2、次期の募集方針についてであります。

まず、(1)の業務の範囲であります。センター内機械設備の利用促進、施設及び設備の維持・保全、金属工業に係る知識や技術の普及、材料試験や検査測定、施設の使用料・検査等に伴う手数料の徴収、県内企業の研究開発及び新技術導入の促進を指定管理者の行うべき業務といたします。

(2)の指定期間につきましては、令和6年4月から令和11年3月までの今期と同様に5年間とし、(3)の基準価格は、年額6,876万1,000円、期間内5年間の総額を3億4,380万5,000円としております。

今期の基準価格が年額6,183万円でありましたので、年額で693万1,000円、総額で3,465万5,000

円の増額となりますが、これは人件費の単価及び設備の保守点検費用を見直したことなどによるものでございます。

(4)の募集概要であります。7月6日から9月7日までのおよそ2か月間、県広報やホームページのほか、新聞やテレビなど、媒体を活用いたしまして、広く応募者を募りたいと考えております。

69ページを御覧ください。

(5)の選定であります。①の審査の流れに沿いまして、書類審査の後、②の外部委員で構成する指定管理候補者選定委員会での審査、右側③の庁内の委員で構成する指定管理候補者選定会議と段階を経ながら、(6)の選定の基準及び(7)の審査項目・配点に基づきまして、慎重に選定してまいります。

それら一連の手続を経まして、11月の定例議会では、審査の状況等を御報告させていただくとともに、令和6年度から5年間の指定管理者の指定につきまして、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○児玉企業立地推進局長 委員会資料の71ページを御覧ください。

令和4年度の企業立地の状況について御説明いたします。

まず1、企業立地の目標と立地件数、雇用者数の推移であります。

表の中ほど、ちょっと右側の列になりますが、令和4年度の立地件数が43件でありました。また、その右隣の列に記載の令和元年度から令和4年度までの4年間の合計につきましては、上段ですけれども、企業立地件数が150件の目標に対し159件、最終雇用予定者数が5,000人の目標に対して4,494人となりました。

令和4年度の企業立地の状況と主な特徴につ

きましては、2のとおりであります。まず製造業につきましては、半導体関連産業の投資活発化の動きを受けまして、半導体関連企業の増設があったこと、それと西都市におきまして、県内初となるハラール対応の食肉処理施設を建設する企業の認定を行ったことによりまして、16件の実績となりました。

情報サービス産業につきましては、システム開発を行うIT企業が、総務・管理部門などの本社機能を一部、本県に移転するなど、18件の認定を行ったところであります。

流通関連業につきましては、都城志布志道路の整備効果及び残業規制強化に伴って運送業界の人手不足が懸念されます、いわゆる2024年問題を見据えまして、企業の投資が前倒しとなったというところで、9件の立地となりました。

なお、72ページ以降に、令和4年度の立地企業の一覧表を添付しております。後ほど御参照いただければと思います。

○河村観光推進課長 委員会資料の75ページを御覧ください。

資料の75ページ以降に、県営の国民宿舎の次期指定管理者の選定について、資料としてまとめております。これらの県営国民宿舎等の指定管理の期間が今年度末までとなっておりますので、令和6年度以降の新たな指定管理者の募集を7月以降開始するものでございます。

75ページには、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設について、現状の概況を記載しております。

(1)の施設の概要にありますとおり、同施設については、現在、株式会社レジャークリエイトホールディングスが令和3年4月から来年3月末日までの3年間、指定管理者として管理運営を行っている状況でございます。

(2)の施設利用状況でございますけれども、令和4年度の宿泊者数については、旅行キャンペーン等の効果もありまして、前年度より増加しておりますけれども、天候等の影響もあり、スポレク施設——図でいいますと、一番下の列になりますけれども、アイススケート場の利用がコロナ禍前と比べましても十分に回復していない状況でございます。

(3)の施設の収支状況でございますが、一番下の欄を御覧ください。収支差額として赤字が続いておりますが、令和4年度の数字でございますが、一番右下の欄に記載のとおり約2,800万円の赤字という状況になっております。

資料の76ページを御覧ください。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組についてでございますが、委託業者でも、季節に応じたプラン造成やイベント等を実施しているほか、新たな利用者の獲得に向け、自主事業といたしまして、グランピング事業の提供を行っているところでございます。

それらを踏まえまして、評価でございますけれども、基本的には管理については適正に行われていると考えておりまして、令和4年度の宿泊者数は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度以降で最大となりましたけれども、アイススケート場、スポレク施設の利用者が十分に回復しなかったこと等もありまして、いまだに厳しい状況にあると捉えております。

続きまして、資料の下半分です。

2の国民宿舎高千穂荘の関係で説明さしあげます。

(1)の施設の概要にありますとおり、高千穂荘については、現在、株式会社ケイメイが令和3年4月から来年3月末日までの3年間、指定管理者として管理運営を行っている状況でござ

います。

(2)の施設利用状況でございますが、こちらの表に記載しておりますけれども、令和4年度の宿泊者数はこちらも同様に増加傾向にございまして、約2万3,000人の宿泊者数となっております。

資料の77ページを御覧ください。

施設の収支状況でございますが、一番下の収支差額を御覧ください。令和4年度、一番右側でございますが、収入から支出を引いた額が約270万円となっております、その2分の1の約138万円を県への納付金という形でいただいている状況でございます。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組といたしましては、ネット予約を中心にプラン造成を行っているほか、利用者増加に向けた取組として、日帰り入浴サービスの提供を新たに始めたところでございます。

評価といたしましては、基本的に、こちらも管理自体は適正に行っていると思っております。また、宿泊者数も令和2年度以降に最大の数値となっておりますし、その結果、収支差額自体も黒字化したと考えております。

資料78ページを御覧ください。

3の次期の募集方針についてであります。まず、(1)の業務の範囲としましては、施設の利用に関する業務、維持及び保全に関する業務、施設に係る事業計画、決算等の業務でございます。指定期間としましては、令和6年4月1日から5年間にしております。

(3)の県への納付金額については、施設の厳しい経営状況等も踏まえまして、今期と同様に基本納付金——こちらは収支が黒字か赤字かに関わらず頂く納付金となっておりますが、その年額はゼロ円としております。他方、収入が

支出を上回った場合、つまり黒字になった場合には追加納付金として、超過額の2分の1を県に納めていただくような構成にしております。

(4)の募集概要につきましては、7月3日から9月4日までのおよそ2か月間に県の公報、ホームページ等々、様々な媒体を活用いたしまして公募を図っていきたいと思っております。

また、米印で記載しておりますが、応募者確保のための取組といたしまして、先ほど申し上げたとおりですけれども、3年から5年間に指定期間を延長しております。

それ以外に、2点目として、えびの高原の水道設備の管理を指定管理業務から切り離すこととしております。こちらは、現在、えびの高原荘の水道施設の管理について、現状の指定管理業務の中に含めた形で行っていたところですが、給水設備が更新されたこと、それに伴って施設設備そのものが大きくなったことや、利水関係者が増えたことなどにより、指定管理者の負担軽減の観点から、業務と切り離して、別途、県から発注することとしております。

3点目として、新たな観光需要を取り込む施策の検討及び実施にも取り組んでまいりたいと考えております。

資料の79ページを御覧ください。

こちらは、今後の選定の流れですけれども、①の審査の流れに沿いまして、まずは書類審査を実施した上で、有識者から成る選定委員会を9月下旬に実施し、これは庁内の会議ですが、選定会議による確認という形で、段階を経ながら、次の80ページにありますとおり、審査項目・配点に沿って選定していくということを考えております。

これら一連の手続を経てまして、11月の定例議会におきましては、審査の状況等を報告させ

ていただくとともに、令和6年度からの5年間の指定管理者の指定につきまして、議案として提出を考えております。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はございませんか。

○工藤副委員長 委員会資料71ページからの令和4年度の企業立地の状況についてお伺いしたいんですけれども、立地企業一覧を見ると、やはり都城市が大変多いなと感じておりまして、逆に宮崎市は情報関係が多いなと感じております。これは、都城志布志道路ができた影響が大きいということだと思っておりますけれども、延岡市の九州中央道が今後しっかり通ったときに、このような現象が起こるときに、市街化調整区域とか農村地域があるんですけれども、それとの関連はどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○児玉企業立地推進局長 副委員長がおっしゃるとおり、都城市の立地件数が多かったのは、都城志布志道路の開通を見越してというのがありますが、都城市が工業用地を都城インターに整備をされまして、その販売が即完了したんですけれども、その関係の立地が昨年度は続いたというのが要因となっています。

延岡市は九州中央道のアクセスという面ではあり得るんですけれども、いかんせん、工業用地がまだない状況ですので、そこがちょっと立地が進まない、今から進むんだと思うんですけれども——そこが都城市に件数が多くなっている要因だと考えています。

○中野委員 企業誘致のことで、先ほど農林水産物等の海外輸出で他県との比較がありました

が、今、半導体で熊本県が中心になっていますよね。今見たら宮崎県では半導体に関連しては1件だけです。ちなみに、他県との比較で、熊本県は半導体の関連で、大きなTSMCとその関連でどのくらいの企業数があったか把握はされておられませんか。

○児玉企業立地推進局長 把握していません。ただ、この前の一般質問でも知事から答弁させていただいたんですけれども、令和4年度の実績で申し上げますと、県内の半導体関連の企業立地の件数は4件あります。

熊本県の話もですが、半導体関連については、いろいろ企業からの問合せもありますので、話を進めていきたいと思っています。

○中野委員 ちなみに、人吉球磨は熊本県内ということで、誘致があったのかどうかは分かりませんが、あそこの県議から半導体の関連企業誘致を地元にもということで、一生懸命やっているよという話を聞きました。

その人吉球磨のインターから、えびの市はたった10分なんです。だから、立地条件は、えびのも熊本県の関連でいいんじゃないかなと。また、高千穂町辺りも非常に近いんです。だから、そういう関連で、1件でも引っ張ってきてもらえればなという気がするんです。

○児玉企業立地推進局長 考えたいと思います。

ただ、半導体関連で申し上げますと、企業の要望としましては、熊本県から近いというのは立地条件なんでしょうけれども、それ以外に、それなりの用地、広い面積です。その用地が確保できるか、用意できるかというところが問合せではいただいています。あと、そういう水がしっかり取れるのかということ、そこが企業側の条件といいますか、問合せでは多いので、そこにちゃんと応えられるかどうか、誘致の

大きな条件であると思います。

○中野委員 半導体は、伏流水があって、誘致の第一条件だと聞きましたが、えびの、西諸郡郡辺りも、霧島の伏流水が物すごく出ているんです。川内川はその伏流水で流れているようなものですから、立地条件は一緒だと思うんです。ぜひ。

それで、今、世の中は半導体、半導体で、国も今言ったあそこだけで3,500億円ぐらいの補助を出すんでしょう。だから今は半導体、半導体の世の中ですが、世の中がもっと進んで、もっと先端的な研究開発がされているんです。そういうところに目をつけて、宮崎県が一番乗りでやってもらえば、その中身は、あまり公表できませんから言いませんが、いつでも、ひっそりとは説明します。本当に今からというのがあるんです。

この前から立ち回った人たちのあの話じゃないですよ。与太話じゃなくて、別な真摯な話があるんです。

○児玉企業立地推進局長 ありがとうございます。半導体については、熊本県だけじゃなくて、こちらにもしっかり取り込めるように取り組んでいきたいと思っています。

それと、県ではほかにも先端分野といいますか、重点産業分野ということで分野を定めまして、例えば、自動車・航空機産業ですとか、半導体も含めて、あとゼロカーボンの関連産業とか、いろんなほかの分野について、重点産業分野を定めて、特にしっかり企業にアプローチして、宮崎県に来ていただけるような取組を市町村と連携してやってまいります。よろしく願いします。

○中野委員 今言われたそういう業界じゃない、いろいろな話がありますから、よろしく願

します。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時0分休憩

午後2時3分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の説明を求めます。

○原口県土整備部長 県土整備部でございます。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、職員の不祥事につきまして、御報告とおわびを申し上げます。

建築物の違反取締りを口実としまして、知合いの県民に対し、金券を脅し取ろうとし、恐喝未遂罪で起訴された宮崎土木事務所職員が、今月2日付で懲戒免職処分となりました。

服務規律の保持及び綱紀肅正につきましては、かねてから厳しく指導してきたところでありますが、今回、県政全般に対する信頼を大きく失墜させる事態が発生したことにつきまして、深くおわび申し上げます。

このようなことが二度と起きないように、公務員倫理の確立、全体の奉仕者としての自覚、改めて部内職員に徹底したところであります。今後、より一層、服務規律及び綱紀保持の徹底を図り、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

続きまして、一言、お礼を申し上げます。先月27日に、日向市で開催いたしました細島港複合一貫輸送ターミナル整備事業着工式におきま

しては、大変お忙しい中、日高副議長をはじめ当委員会からは、工藤副委員長と内田委員に御出席いただきました。大変ありがとうございました。この場をお借りして、お礼を申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料によりまして御説明いたします。

ここからは着席して説明させていただきます。商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、1、予算議案につきましては、議案第1号の補正予算案についてお願いしております。3ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正予算一覧でございます。令和5年度の6月補正額は、一般会計で、太枠で囲んでおりますDの欄の一番上に記載のとおり、126億7,240万6,000円であります。

その結果、6月補正後の予算額は、右のE欄に記載のとおり815億6,746万4,000円となり、対前年度比で5.4%の増となっております。また、今回補正のない特別会計を合わせました6月補正後の部の予算合計は、E欄の一番下に記載のとおり836億8,251万3,000円となり、対前年度比で5.7%の増となっております。

なお、令和5年度予算の参考資料としましては、7ページから11ページに、宮崎県総合計画アクションプラン案における県土整備部の施策体系を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

2ページの目次にお戻りください。

ページ中ほどの2、特別議案につきましては、宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例について、ほか3件について説明させていただきます。

次に、3、報告事項につきまして、損害賠償額を定めたことについて、ほか2件について報告させていただきます。

最後に、4、その他報告事項につきまして、次期指定管理候補者の選定について、県立都市公園など、ほか2件について報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○市成管理課長 委員会資料の4ページを御覧ください。

県土整備部6月補正予算の概要について御説明いたします。

2の補助公共・交付金事業であります。左から4列目のDの列、6月補正額を御覧ください。

今回の補正は、道路、河川、砂防、港湾、住宅、街路の各区分における国庫補助決定等に伴うもので、一番下の計にありますように、合計で58億3,459万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、5ページを御覧ください。

3の県単公共事業であります。左から4列目のDの列、6月補正額を御覧ください。

今回の補正は、道路、河川、砂防、都市公園の各区分における補助公共・交付金事業で実施します、国土強靱化対策との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる事業を計上しており、合計で68億2,200万円の増額補正をお願いしております。

次に、6ページを御覧ください。

課別の内訳を記載しておりますので、こちらについては後ほど御覧いただければと思います。

次に、33ページを御覧ください。

このページから34ページにかけては、繰越明許費についてであります。

34ページの一番下にありますとおり、22事業、130億39万9,000円の繰り越しをお願いしております。

次に、35ページを御覧ください。

債務負担行為の追加であります。このページから36ページにかけては、債務負担を設定する事業を掲げておりますが、これは道路や橋梁などの工事請負契約等において、その工事期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

これらの債務負担行為の合計は、36ページの一番下の計の欄にありますとおり、全部で10件、40億6,000万円となっております。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から2列目、695万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の20億4,404万2,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

次の14ページを御覧ください。

(事項)建設業指導費の説明欄、新規事業「建設技術者事務効率化アドバイザー緊急派遣事業」であります。内容については次のページで御説明いたします。

15ページを御覧ください。

予算額は695万円で、財源は一般財源でお願いしております。まず、事業の目的ですが、建設業者のもとへ建設技術者の事務効率化を推進す

るための助言などを行う民間のアドバイザーを派遣して、総務部門への分業化やITツールの活用、サポート人材の育成などを図るものであります。

背景としまして、来年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されますが、建設産業は労働時間が他産業に比べて長い中で、現場で働く技術者は書類作成業務に多くの時間を費やしているという状況があるため、事務作業の効率化を図るものであります。

次に、事業の概要についてです。(1) 事業内容のうち、①のアドバイザー派遣ですが、企業の働き方改革について支援実績のあるアドバイザーを派遣し、ヒアリングによって課題を抽出し、その課題の解決に向けた提言を行います。

当事業は、提言内容に沿って取組を始めるまでの伴走支援になりますが、人材育成やITツールの導入状況など、次年度以降もフォローアップとして、当事業に参加した企業の成果を確認してまいります。

また、②働き方改革セミナーを開催しまして、技術者が担っていた事務作業を総務部門へ移管している事例などを紹介し、県内建設業者の働き方改革に関する機運を高めてまいります。

(2) 事業の仕組みとしましては、事業内容の①、②のどちらも民間事業者へ委託して実施するものです。

続きまして、(3)の成果指標ですが、事業に参加し、業務効率化に取り組む建設業者数を60者と想定しております。

最後に、事業の期間ですが、令和5年度から7年度を予定しております。

○山浦道路建設課長 お手元の常任委員会資料16ページを御覧ください。

当該の補正予算額は、54億4,253万3,000円の

増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は202億7,722万1,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

上から5段目の(事項) 公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理している国建道の道路改良を行う事業でありまして、国庫補助決定等により、44億5,253万3,000円の増額を行うものであります。

次に、その下の(事項) 県単特殊改良費であります。これは、都城串間線などの県道において、局部的な改良や待避所の設置などを行う整備費として、9億9,000万円の増額をするものであります。

続きまして、議案第12号と議案第14号を御説明いたします。

委員会資料の38ページを御覧ください。

議案第12号は、国道327号佐土の谷工区で施工する(仮称)3号トンネル工事(1工区)に関する工事請負契約の変更であります。

本件は、令和5年2月定例会において議決をいただいた工事でありまして、現在、トンネル工事の着手に向け準備工を行っております。

1の事業概要であります。当工区は、東臼杵郡諸塚村大字七ツ山から椎葉村大字松尾の区間で実施している道路改良事業でありまして、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費が約120億円であります。

次に、2の工事概要であります。39ページを御覧ください。

上に平面図、右下にトンネルの断面図を示しております。トンネルの全体延長は1,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルで、当工事は椎葉村側から延長535メートルを掘削す

る工事であります。

前のページに戻っていただき、38ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額は17億4,314万7,164円で、変更契約の金額が17億9,902万4,719円、増額5,587万7,555円であります。契約の相手方は、矢野・九建・湯川特定建設工事共同企業体で、工期は令和5年3月14日から令和7年3月25日までであります。

次に、4の変更理由であります。令和5年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更であります。その内容について御説明いたします。

40ページをお開きください。

今回の特例措置による工事請負金額の変更は、最近の全国的な労務単価の上昇を考慮し、国土交通省が「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」を定めたことによるもので、それを受けまして、県におきまして、受注者に対して、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置等について」を通知したところです。

特例措置の適用条件は、令和5年3月1日以降に契約を行った工事等のうち、予定価格の積算にあたって、令和5年2月28日以前の公共工事設計労務単価等を適用したものになります。

本工事は、下の図、右下の二重線囲みのとおり、契約日が令和5年3月14日であり、予定価格の積算は、左の点線囲みのとおり、令和5年2月28日以前の旧単価を適用しており、今回受注者からの請求があったことから、特例措置として令和5年3月の新単価に置き換えて、請負金額を変更するものです。

続きまして、44ページを御覧ください。

議案第14号は、主要地方道高城山田線で施工

する（仮称）王子橋上部工工事に関する工事請負契約の変更であります。本件も、前の議案と同じく、令和5年2月定例会で議決をいただいた工事でありまして、現在、橋梁上部工工事に向けた準備工を行っております。

1の事業概要であります。当事業は、都城市高城町の王子橋架け替えでありまして、延長760メートル、車道幅員6.5メートル、全幅12.5メートル、全体事業費が約53億円であります。

次に、2の工事概要であります。

45ページを御覧ください。

上から平面図、側面図、右側に断面図を示しております。王子橋につきましては、平面図と断面図にありますように、橋長257.8メートルの鋼製桁の橋であります。

前のページに戻っていただき、44ページをお開きください。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額は16億4,010万円で、変更契約の金額が16億7,603万7,020円、増額3,593万7,020円あります。契約の相手方は、日橋・清本特定建設共同企業体で、工期は令和5年3月14日から令和8年3月25日までであります。

次に、4の変更理由であります。こちらも前の議案と同じく、令和5年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更であります。

○山下道路保全課長 委員会資料の18ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、18億5,900万円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は160億879万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

19ページをお開きください。

一番上の（事項）県単道路維持費は、トンネ

ルの照明や防護柵など、道路施設の小規模な補修等を行う経費といたしまして、3億円の増額をお願いするものであります。

次に、その下の(事項) 県単舗装補修費は、道路の舗装の打ち換えなどを行う経費といたしまして、15億5,900万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、議案第13号の御説明をいたします。

41ページをお開きください。

これは昨年9月、台風第14号により被災しました国道327号野地工区の道路災害復旧工事に関する工事請負契約の変更であります。

本件は、令和5年2月定例会におきまして議決をいただいた工事でありまして、現在は崩壊箇所の路側構造物などの本体工事を進めているところでございます。

1の事業概要であります。当工区は、東臼杵郡椎葉村大字松尾で実施しています災害復旧工事でありまして、全体の延長が86メートル、幅員が3.5～5.0メートル、全体事業費が約11億円であります。

工事区間を2つに分割して施工しております。今回説明いたします工事は、諸塚側のその1の工事であります。

次に2の工事概要であります。

42ページを御覧ください。

上段に平面図、下段に断面図を示しております。本工事の復旧延長は47メートル、幅員は3.6～5.5メートルです。

41ページを御覧ください。

形式としましては、鋼管杭を打ち込みまして、背面にアンカーで引っ張る、アンカー付き鋼管土留め擁壁工による復旧工事であります。

3の工事請負契約の概要であります。契約金

額は6億5,598万5,000円、変更契約の金額が6億5,921万6,872円で、323万1,872円の増額であります。

契約の相手方は、旭建設株式会社で、工期は令和5年3月14日から令和5年12月25日までであります。

次に4の変更理由でございます。こちら先ほど道路建設課長から説明のありました議案と同じく、令和5年3月に適用されました公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更でございます。

○松山河川課長 お手元の常任委員会資料の20ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、32億704万9,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目のとおり、206億6,751万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明します。

21ページを御覧ください。

まず、一番上の(事項) 公共河川事業費は、国の補助事業により実施する河川改修等に要する経費であり、国庫補助決定等に伴い、3,404万9,000円の増額をお願いするものであります。

次の(事項) 県単河川改良費は、国の補助事業の対象とならない河川改修や、河川の堆積土砂除去などに要する経費であります。19億2,000万円の増額であります。

主な事業は、御手洗川の河川改修工事に伴う、橋梁の架け替え等を予定しております。

最後に、一番下の(事項) ダム施設管理事業費は、ダムの堆積土砂除去や、ダム附属設備の改良などに要する経費であります。12億5,300万円の増額であります。

主な事業は、渡川ダムの堆積土砂除去等を予定しております。

○戸田砂防課長 砂防課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の23ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、8億5,036万2,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、57億7,360万1,000円となります。

続きまして、補正の主な内容について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)公共砂防事業費は、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や、地滑り箇所での対策工事に要する経費ですが、国庫補助決定により3億7,036万2,000円の増額を行うものであります。

次の(事項)県単公共砂防事業費は、砂防堰堤や溪流において、異常出水に伴い堆積した流木などの除去や、砂防施設等の維持修繕に要する経費ですが、1億6,000万円の増額を行うものであります。

次の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費は、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕や、国庫補助の対象とならない急傾斜地崩壊危険箇所等において、市町村が実施する対策事業への補助に要する経費ですが、3億2,000万円の増額を行うものであります。

○明比港湾課長 常任委員会資料の25ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で6億2,600万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が61億4,857万円となり、港湾整備事業特別会計15億5万9,000円と合わせまして、当課の合計は76億4,862万9,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

上段の(事項)公共海岸保全港湾事業費は、津波対策として、古江港海岸ほか1港で、海岸保全施設の整備を行うための経費ですが、国庫補助決定により2億8,000万円の増額を行うものであります。

次に、その下の(事項)公共港湾建設事業費は、宮崎港の防砂堤や延岡新港の防砂堤などの整備を行うための経費でありまして、国庫補助決定により3億4,600万円の増額を行うものであります。

続きまして、委員会資料の37ページを御覧ください。

議案第4号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

まず1、改正の理由でございますが、プレジャーボートにつきましては、放置艇による漁業者とのトラブル等の問題に対応するため、平成23年度から順次、県内港湾において、係留許可制を導入しております。

現在、唯一、許可制が未導入となっている延岡港におきましては、国が管理する河川護岸等に係留されているプレジャーボートが多く、条例の対象となる港湾施設のみでは、必要な係留施設が不足しておりましたが、河川区域内の土地及び施設を河川法に基づく占有を受けて使用することで確保するめどがございましたので、それらにつきましても、条例の港湾施設とし、許可制を導入するため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、港湾施設の定義に、知事が規則で定める施設を追加するものであります。ページ下の参考、港湾施設の考え方を御覧ください。

改正前の港湾施設は、青と赤の線で囲んでい

る港湾区域及び臨港地区の区域内にあるもの、もしくは、区域外の国が認定した施設を指しますが、改正後におきましては、区域外の知事が規則で定める施設についても港湾施設となります。

最後に、3、施行期日でございますが、条例公布の日から施行を予定しております。

○黒木都市計画課長 お手元の常任委員会資料の28ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、5億9,674万5,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、31億9,982万3,000円となります。

次に、29ページを御覧ください。

補正の内容について御説明します。まず、一番上の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費につきましては、885万8,000円の増額を行うものであります。

説明欄にあります改善事業「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進事業」については、後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項)公共街路事業費は、都市における安全で円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行う経費でございますが、国庫補助決定等に伴い、2億6,788万7,000円の増額を行うものであります。

次に、一番下の(事項)県単都市公園整備事業費は、都市公園施設の整備を行う経費でございますが、ひなた宮崎県総合運動公園内にあります排水機場の更新や防災放送設備の整備に伴い、3億2,000万円の増額を行うものであります。

続きまして、資料の30ページを御覧ください。

改善事業「みんなで取り組む美しい宮崎づくり推進事業」について御説明します。

予算額は885万8,000円で、財源は一般財源でお願いしております。まず、事業の目的であり

ますが、景観形成に取り組む人材の育成や活動への支援等を通じ、県民が一体となって取り組む美しい宮崎づくりを総合的に推進することを目的としております。

次に、事業の概要であります(1)事業の内容につきましては、まず①、美しい宮崎づくりに取り組む多様な人材の育成では、新たな取組として小・中・高校生の若い世代を対象とする景観学習への補助を行うほか、これまでも行ってきた景観実務者を対象とする研修会や、県民向けセミナーの開催等に引き続き取り組むことで、将来にわたって美しい宮崎づくりに取り組む人材の育成を図ってまいります。

次に、②、美しい景観の保全・創出に係る活動への支援等では、植栽活動等の美しい宮崎づくりを推進する団体への補助や、景観形成活動に取り組む団体等へのアドバイザーの派遣を行うとともに、新たな取組として地域住民や周辺企業と協働で取り組む植栽づくりを行うことで、地域における美しい宮崎づくりの推進を図ってまいります。

続きまして、(2)事業の仕組みにつきましては、主に学校や団体への補助を考えております。

次に、(3)成果指標でございますが、景観学習を受けた生徒の意識向上率80%以上、美しい宮崎づくり活動団体登録数を、令和7年度までに450件を目指します。

最後に、事業の期間につきましては、令和5年度から7年度を予定しております。

○松田建築住宅課長 委員会資料の31ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、8,376万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は27億7,709万3,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。32

ページを御覧ください。

(事項) 公共県営住宅建設事業費は、県営住宅の整備に要する経費でございますが、国庫補助決定等に伴い、8,376万7,000円の増額を行うものです。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について、質疑はありませんか。

○荒神委員 委員会資料30ページの「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進事業」を、教えていただきたいと思えます。

小・中・高校生を対象とする景観学習の成果指標が、意識向上率80%以上とされていますが、この辺を具体的に教えてもらえますか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 意識向上率80%以上というのは、小・中・高校生を対象とする景観学習を行った際に、最後にアンケート調査等を実施しまして、意識が変わったという答えを集計した結果、80%以上になるように学習を行うというものでございます。

○荒神委員 字のごとくなんです、その内容がどういうふうに意識向上になるのか、具体的に景観学習というのはどういう内容を小・中・高でされるのか、その辺を教えてもらえますか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 小・中・高校生を対象とする景観学習の内容としては、学生たちのレベルに応じた学習内容を、学校の先生たちと協議して進めていくわけですが、例えば小学校の生徒ですと、景観というのはどういうものなのかと、そういった座学的な学習、そして校外に出まして学校の周辺にはどういう景観があるのかといった地域での校外学習、そういったことを考えております。実際に体験することによって、景観というのはどういうものなのかということを読んで、その意識がどのように変わったかということ、最後にアンケート

で回答をいただくということを考えております。

○荒神委員 私が理解力がないのか分かりませんが、具体的にどういうふうにして景観という事業に取り組みされて、意識向上率がどういうふうに変化して、こうだったからここまで向上したという、具体的な意味がちょっと理解できないんです。例えば美しい宮崎づくり活動団体登録数は令和4年度に155件あったと記載されていますが、小・中・高においてはこういう授業をして、こういうことが意識向上になったという具体的な説明はないんですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 こちらの景観学習については、今年度新たに組みたいと考えているものなのですが、実際にどちらの学校で開催するかというのは、これから意見を募って決めていきます。その中で、学校としてどういうことに組みたいかということも、これから対象となる学校と協議をして決めていくこととなりますので、私たちが一応想定はしておりますけれども、それ以外の活動、学習ということになるかもしれません。

そちらのほうを実施しまして、生徒たちの意識が変化したかどうかをアンケートによって調査するというところでございます。

○荒神委員 委員の中で理解力がないのは私だけでしょうか。現状は実績が令和4年度であったわけでしょう。155件というような数字が出て、どういうことで、例えば70%であったものを、今後80%に持っていく、この点が課題であったとか、何か実績があってもいいのかな、小学校においてはこういう実績をやった、高校生においてはこういう実績であったと。

一つの例をいいますと、私の地元の都城地域ですが、都城農業高校の前に歩道がありまして、花壇があります。農業高校なのに花壇は草ぼう

ぼう、荒れ放題、何年も市民のほうからそういう意見があって、普通科であればいいという問題ではないんですけれども、農業高校であるがゆえに目につくというので、土木事務所に学校を通じて連絡をいたしましたら、交通安全対策として民間企業に委託をしていると。高校にはさせないんだという内容だったんですが、今それを思い出したら、この景観とかどうこうというのはどういう取り方をしていたらいいのかなと思ったものですから。その辺の兼ね合い、学校においてそういう歩道にありながらも安全第一を重視されている事業の内容と、この内容とどういうふうに景観づくりというのはつながるのかなと思ったものですから、その具体的な内容が欲しかったわけなんです。もう一度聞きますけれども、高校の内容、小学校での景観づくりの内容というのを把握されているだけでもいいんですけれども、教えてもらえますか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 常任委員会資料30ページの「事業の概要」の(3)成果指標の1行目に、意識向上率80%以上、2行目に活動団体登録数現状155件から令和7年度450件と記載しておりますが、この下の活動団体登録数というのは、現在県内で道路の清掃や花壇の花植えなどを行っている団体の登録件数の拡大を目標としたものでございます。

上の意識向上率80%とは直接的には関係のない数字となっております、小中学校への景観学習というのは、今年度新たに、初めて実施する内容でございまして、特に昨年度までの実績というのは今のところないところでございます。

○中野委員 私も聞いていて全く分かりません。都市計画課美しい宮崎づくり推進室という一つの室を設けているんですよね。予算総額も昨年度が最終予算で23億円、今回はアップして、今度

の補正を含めて27億7,000万円を増やして、美しい宮崎をつくろうとする推進室ですからね。その中で、小・中・高校生をどのようにしていくんだということで、新しい事業を取り組まれたと思うんですよ。

だから、その辺のいきさつをきちんと説明されたらいいんじゃないかなと僕は思うんですよ。以前、沿道修景条例というのがありましたよね。あれの流れで新しい条例ができたと思うんです。その流れでのこの課があったのかどうか分かりませんが、その辺が関連をすれば、その辺も含めてですよ。宮崎県は観光県だから、それで沿道修景美化条例というのができて、黒木知事の時代だと思うんですが。

それで、美しい県土づくりをしていこうということで、日南線とか観光ルートの中でありました。そういう流れの一環であれば、美しい宮崎をつくるために小・中・高校生をどんなふうに教育していくんだと。そこ辺を県土整備部としてどうしていくんだというのを、そういう説明をしてもらえれば、私だって分かるんです。

○原口県土整備部長 委員のほうから先に答えを言っていたような形になりまして申し訳ありません。

荒神委員からもありましたように、やはり県内に美しい宮崎の取組というのが全て浸透しているかということ、まだまだそこは行き届いていないと私たちも思っておりますので、知事も答弁しましたけれども、本県には豊かな自然とか青い海、青い空、歴史的な趣のある町並みといった、非常にポテンシャルの高い景観というものがあります。そういったものを、まず、小・中・高校生の学習の機会に、宮崎県にはもともとそういうポテンシャルがあるんだということから、これまでの国道220号や岩切章太郎氏の進

めた取組の歴史等を学んでいただいて、そして一人一人がそういう心がけを持つことで県内がよりよく、こういうポテンシャルを、もっともつと上げていくことができる、それは観光とかそういういったいろんな産業につながっていくんだということを学習してもらおうと思っております。

具体的にどんな講師でどんな内容でということところは、先ほど美しい宮崎づくり推進室長が申し上げますとおりに、これから積み上げてまいりますけれども、意識向上率80%を目標に取り組んでいきたいと考えております。

○中野委員 具体的には何もできていないから、8,000円という端数の桁まで予算をつけておられるんですよね。それは何かの積み上げがあって、最終8,000円という予算までつけてやられたと思うんですよね。何か目的もないような、今から云々という予算で、8,000円の端数の桁まで予算をつくる。何かゼロか5で終わるような数字ならいいけれど、8,000円というところまで来ている。だから、何か具体性があったから予算をつくられたと思うんだけど。

○原口県土整備部長 一応、積み上げはありますので、その中身については、美しい宮崎づくり推進室長から説明させます。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 しばらくお待ちください。

○荒神委員 この時間を借りて部長にお尋ねしますが、先ほど私が都城農業高校の事例を述べましたが、この内容というのは、各高校は安全第一ということで、生徒にさせずに民間業者に委託してあるのが主なんですか。

以前は高校生がやっていたという流れの中で、学校側のほうが安全第一をとられて、生徒にはそれはさせないということで民間になったと。4～5年前だったですかね。

○原口県土整備部長 恐らく高校独自といたしますか、都城農業高校での御判断だと思いますけれども、ちょっと県土整備部では把握しておりません。

○荒神委員 以前、土木事務所からそういうお話を聞いて、安全第一をとっているということで、民間業者で迅速に対応するよというので、1週間後にはきれいになった経緯があるんです。だから、景観学習とこの話と、何かこうリンクしないなと思ったものですから。

○原口県土整備部長 お話を聞いて推測するに、やはり高校生が道路の上で作業するのは危ないという学校側の判断があったのではないかなと思っています。土木事務所としましては、そういう学校の御意見を聞いて、今までやってもらっていたものを、もう高校生ではできないという判断をしたものだとは推測します。

○荒神委員 都城農業高校だけという意味でいいんですね。県下全域という意味ではないんですね。

○原口県土整備部長 学校の生徒にやっていたのであれば、その学校と協議をしてから行うことになると思います。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 予算の885万8,000円の内訳でございます。

まず、景観学習、先ほどから話のあります小・中・高校生の意識醸成に取り組む活動については、50万円予定をしております。そのほか、人材づくりということで、経験実務者の研修や県主催のセミナー、また、美しい宮崎づくりの集いの中での知事表彰ですとか、先ほどの小・中・高校生の学習と合わせて400万8,000円計上しております。

また、数値目標の2段目でございます155件の団体に対しまして、手の挙がる団体でございま

すけれども——手を挙げた団体への支援としまして300万円。そのほか、美しい宮崎づくりを推進する団体を支援するためのアドバイザー派遣に48万円。また、企業などとの連携による花壇整備、植栽づくりについて137万円計上しております。

以上で、885万8,000円でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めたいと思います。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○市成管理課長 委員会資料の47ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

今回の報告は、県有車両による交通事故の損害賠償でありまして、一番上のナンバー1が当課の報告案件になります。

事故の発生日及び事案発生場所につきましては、資料の左から2列目の欄に記載のとおりでございます。事故の内容は、職員が路肩に駐車していた県有車両を発進させるため、切り返しのバックを行った際に、後方にあるカーブミラーポールを認識しておらず、そのまま衝突したことによるものであります。損害賠償額は、右から2列目、21万8,350円であり、全額任意保険により支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところでありますが、今後とも機会あるたびに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

次に、48ページを御覧ください。

令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、令和4年度に議会に

おいて承認をいただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので報告を行うものでございます。

48ページから53ページまでが一般会計における繰越事業の一覧でございます。

53ページを御覧ください。

53ページの一番下の行、左から3列目にありますとおり、繰越額の合計は、525億5,912万1,183円であります。繰越しの理由につきましては、各事業ごとに主なものを記載しておりますが、関係機関との調整や工法の検討に日時を要したことなどにより工期が不足したことによるものでございます。

次に、54ページを御覧ください。

特別会計についてであります。

まず、上の表は、公共用地取得事業特別会計で、繰越額は2億1,447万5,113円であります。繰越しの主な理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

次に、その下、港湾整備事業特別会計で、繰越額は4億5,050万円であります。繰越しの主な理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

なお、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越額の合計は、一番下の表、532億2,409万6,296円であります。

次に、55ページを御覧ください。

令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてであります。表の一番下になりますが、繰越額の合計は、一般会計の6事業について11億2,247万7,134円であります。繰越しの主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な資材の調達及び工事着手に時間を要したことなどであります。

○山下道路保全課長 委員会資料の47ページを

お聞きください。

道路の管理瑕疵に関する損害賠償を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が7件でありまして、ナンバー2からナンバー8までが当課の報告案件となります。

事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左から2列目の欄に記載のとおりであります。

まず、ナンバー2、ナンバー5の倒木事故につきましては、突然、車道の上に倒れてきた樹木が車両に衝突し、ナンバー2はルーフを、ナンバー5はボンネットやヘッドライト等を、それぞれ損傷したものであります。本件は、いずれも事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断いたしまして、過失相殺は行っておりません。

ナンバー4の倒木事故につきましては、車道の上に発生していた倒木に車両が衝突し、左フロントピラーや左サイドミラーなどを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

ナンバー3、ナンバー7の枝落下事故につきましては、車道上空から落下した枝が車両に直撃し、ナンバー3はボンネットや左側の車体を、ナンバー7はフロントガラスやボンネットを、それぞれ損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断いたしまして、過失相殺は行っておりません。

続いて、ナンバー6、スリップ事故につきましては、側溝の飲み口が詰まって発生した冠水箇所に、車両が侵入してスリップをしましてバ

ンパーやタイヤを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

最後に、ナンバー8の落石事故につきましては、車道の上に落下してきた石が車両に直撃し、フロントガラスを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断いたしまして、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は、ナンバー2から8までの総額160万4,382円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路のパトロールを徹底するとともに、道路の異常箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○明比港湾課長 資料の一番下、ナンバー9の欄を御覧ください。ベンチ転倒事故であります。発生日、発生場所は、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

本件は、みやざき臨海公園の中央突堤に設置されたコンクリート製のベンチでの事故であり、座る面には幅10センチ、長さ50センチ程度の木製の板が敷き詰められていたのですが、この板が腐食し、コンクリートとの接着が不十分になっていたことで、被害者が板に力をかけた瞬間に板が滑り落ち、転倒し、けがを負ったものでございます。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。また、事故発生場所のみやざき臨海公園は、指定管理者が管理を行っております。損害賠償額は162万2,847円となっております。今回の事故は、指定管理者の管理瑕疵によるも

のでありますので、全額が指定管理者の加入する保険から支払われております。

事故の説明は以上であります。今後、同様の事故が発生しないよう、港湾施設等の点検を十分に行い、事故防止に努めてまいります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 47ページで、過失が40%というところは、どれだったんですか。

○山下道路保全課長 ナンバー4の倒木事故でございます。

○中野委員 日南市の事故ですね。もう一回説明してください。

○山下道路保全課長 ナンバー4の倒木事故につきましては、車道上に事前に倒れていた樹木、倒木がありまして、そこに車両が衝突したということがありまして、本件は、被害者に前方不注視の過失があると判断したところでございます。

○中野委員 倒れた樹木が道路にも横たわっていて、そこに衝突したから4割は相手に過失があったということですか。6割が県の過失ですか、4割が県ですか。

○山下道路保全課長 相手方に4割の過失があるということですよ。

○佐藤委員長 それは事故処理が行われたんでしょう。

○山下道路保全課長 もちろん事故処理がっております。

○中野委員 その過失割合ですが、急激かつ偶発的な事故であれば、100%こちらに過失がある。それで、障害物——一つの倒木で障害物ですから、それに当たったほうにも過失があるということですか。これは倒木していたから。

例えば、この木は民間の木だったのか、県の

所有地で生えていた木が倒れたのか、よく分かりませんが、例えば、県の所有地ののり面に生えた木が成長して道路側にずっと伸びていきますよね。そうすると、枝とか幹が道路の真上に来て、車高が高い車が、それに当たった場合——自然に生えている木だから、そこをよけて通るのが当たり前だとは思いますが、木はどんどん成長していくから、いずれ車が衝突する可能性が高くなりますよね。そういう場合には、まあ偶発的に急激に発生したものではないかもしれないけれども、県には全く過失はないものですか。

○山下道路保全課長 建築限界という形で、自動車が通行する区間について車両が通行する区間を確保するというので、そういうところにつきましては、事前に伐採を行ったり、今回の議会の中の答弁でもあったとおり、事前伐採、要するに、かかってきそうな木については切ったりさせていただいております。

もし、その建築限界——車が通る車両の限界のところ木があって、車両がぶつかった場合については、県の過失もあるんじゃないかと思われまして。

○中野委員 それは重大な発言ですね。木はのり面から斜めに生えていきますよね。そうすると、道路にある程度幅員があって、センターラインに近いところを走れば当たらないけれども、相手との交差のことやらで、左に寄って行けば斜めに行くわけだから当たりますよね。高さが斜めに行くわけだから、先端のところは車道から高いから当たらないけれども、こっちに行けば斜めに行くわけだから低いわけでしょう。当たりますよね。そういう場合は、さっき県にも幾らか過失があると言われたが、その説明からすれば、こういうのも過失があるということに

なりますか。

○山下道路保全課長 道路の車両の安全な通行という形を確保するために、道路空間の確保をさせていただいております。

通行に支障がある樹木等がございました場合については、先ほども道路の異常についての箇所の情報提供というような形で、県民の皆様には#9910という電話連絡等もいただいておりますが、そういった呼びかけもお願いしているところでもありますし、危険だと判断した段階で、県のほうでその樹木について切らせていただいたりという手法を、今のところ取らせていただいているところでございます。

○中野委員 空間の安全確保ということから、木は伐採していくというのが当然なことだと思うんですね。課長が答弁されたのが正しいと思うんですが。であるならば、小林土木事務所には、もう一度、指導をしとってください。その木を切らないと言ったんです。

○山下道路保全課長 道路空間の確保、安全な通行の確保については、各土木事務所にも、しっかりと指導していきたいと思っておりますし、道路利用者の方が安全な通行ができる空間を確保していきたいと考えております。

○中野委員 これは、実例として言っているわけですので、小林土木事務所へ、私から質問があったということですので教えてください。過失ということも含めてお願いしておきます。

○後藤委員 委員会資料の55ページ、砂防課の公共急傾斜地崩壊対策事業で、入札不調というんですが、建設関連産業団体は非常に人手不足といいますか、特に、建設関連の技術者不足は非常に懸念されている案件なものですから、今の応札状況というか入札不調はどういう状況を教えてください。

○迫技術企画課長 全体として、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、昨年度いっぱい、令和4年度の話になりますけれども、不調不落の発生状況が、年間通して77件ございました。これは全体が1,300件ほどある工事の中で77件ということで、5.9%のウェートになっております。

ちなみに、その前の令和3年度が7.4%だったことを考えると、昨年度は少し落ち着いてきているような状況にあると思っております。

ただ、昨年度大きな補正があったということと、災害がかなりあったということもありますので、これから注視していく必要があるかと思っております。

○佐藤委員長 ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。同じく質疑は、説明が終わった後をお願いいたします。

○黒木都市計画課長 委員会資料62ページを御覧ください。

次期指定管理候補者の選定についてであります。当課所管の施設では、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、県立平和台公園など5つの都市公園等が対象であります。今回、令和6年度からの5年間を指定期間とする次期指定管理者を募集するに当たり、募集方針などについて御説明させていただきます。

初めに、(1)募集対象施設ですが、アからオの5つの施設を、アとイで1つ、ウとエで1つ、オは単独とし、現在と同じ3つの募集単位に分けて募集いたします。

(2)業務の範囲は、アからエにあります都市公園等の利用に関する業務など4つの業務になります。

(3) 指定期間は、令和6年4月1日からの5年間であります。

(4) 基準価格とは、指定管理料の上限額であり、現在と同じ3つの募集単位ごとに、県立平和台公園と県総合文化公園で年額1億1,280万6,000円、県総合運動公園と県立青島亜熱帯植物園で年額1億7,117万2,000円、特別史跡公園西都原古墳群で年額3,683万円と、それぞれ基準価格を設定しております。

次に、63ページを御覧ください。

(5) 利用料金を設定している県立青島亜熱帯植物園の学習室の使用料は、指定管理者が徴収業務を行い、その全額は県の収入となります。

(6) 募集概要であります。募集期間は7月3日からの約2か月としております。

ここで、選定の御説明に入ります前に、現在の管理運営状況について御説明いたします。

56ページにお戻りください。

1、現在の管理運営状況について、募集単位ごとに御説明いたします。

まず、(1) 県立平和台公園及び県総合文化公園につきましては、ア、施設の概要のイ) にあります指定管理者として、株式会社馬原造園建設が管理を行っています。

次に、イ、施設利用の状況であります。表の右側、令和4年度を見ますと、利用者数は、県立平和台公園が4万7,329人、県総合文化公園が4万8,261人となっております。

次に、57ページを御覧ください。

ウ、施設収支状況であります。収入の欄2行目の指定管理料は、一番右側の令和4年度で見ますと、9,030万円となっております。

次に、エ、利便性などの取組と、次のオ、評価について併せて説明いたします。ア) 県立平和台公園では、太陽観測会や蛍鑑賞会などの地

域特性を生かした自主企画事業に取り組んでおります。イ) 県総合文化公園では、盆景作り教室やオープンカフェといった自主企画事業に取り組んでおり、両公園とも管理運営は適切に行われると評価しております。

続きまして、58ページを御覧ください。

(2) 県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園につきましては、ア、施設の概要のイ) にあります指定管理者として、一般財団法人みやざき公園協会が管理を行っております。

次に、イ、施設利用状況であります。表の右側、令和4年度で見ますと、利用者数は、県総合運動公園が114万9,712人、県立青島亜熱帯植物園が25万5,747人となっております。

次に、59ページを御覧ください。

ウ、施設収支状況であります。収入の欄2行目の指定管理料は、一番右側の令和4年度で見ますと、1億4,418万8,000円となっております。

次に、エ、利便性などの取組と、オ、評価について併せて御説明いたします。ア) 県総合運動公園では、バラまつりやお茶会などの自主企画事業に取り組んでおります。イ) 県立青島亜熱帯植物園では、スケッチカーニバルやパラポラチョコカフェの自主企画事業に取り組んでおり、両公園とも管理運営は適切に行われていると評価しております。

続きまして、60ページを御覧ください。

(3) 特別史跡公園西都原古墳群につきましては、ア、施設の概要のイ) にあります指定管理者として、一般財団法人みやざき公園協会が管理を行っております。

次に、イ、施設利用状況であります。表の右側、令和4年度で見ますと、利用者数は3万2,264人となっております。

次に、ウ、施設収支状況であります。収入の欄2行目、指定管理料は、一番右側の令和4年度で見ますと、3,024万円となっております。

次に、61ページを御覧ください。

エ、利便性などの取組と、次のオ、評価について併せて説明いたします。特別史跡公園西都原古墳群では、春の山野草観察会や昆虫観察会、星空観察会などの自主企画事業に取り組んでおり、管理運営は適切に行われると評価しております。

次に、63ページを御覧ください。次期の募集方針の続きとなります。

(7) 選定であります。ア、審査の流れとしましては、表の上段にあります書類審査として、申請された書類に基づき、県で資格審査を行います。次に、表の中段にあります指定管理候補者選定委員会において、応募者へのヒアリングなどを行い、審査をします。最後に、表の下段にあります指定管理候補者選定会議で、選定委員会の審査結果と県で評価した結果を照らし合わせて、候補者の案を確認することとしております。イの表に選定委員会委員の構成を示しており、次に64ページになりますが、ウの表に指定管理候補者選定会議委員の構成をお示ししております。

(8) 選定基準につきましては、ア～オの5つの選定基準を設け、次に、65ページになりますが、(9) 審査項目・配点により審査を行うこととしております。

○松田建築住宅課長 委員会資料66ページを御覧ください。

県北地区の県営住宅に係る次期指定管理者の指定についてであります。

県営住宅におきましては、県内全域を、県北地区及び県央・県南地区の2地区に分けて、そ

れぞれ指定管理者を指定しております。県北地区における今期の指定期間が本年度末で終了となるため、令和6年度からの次期指定管理者の募集について、その方針等を御説明するものであります。

初めに、次期指定管理者を募集するに当たり、募集方針について説明させていただきます。

68ページを御覧ください。

ページ中ほど、2の次期の募集方針についてであります。(1)の業務の範囲は、入退居の事務手続や家賃等の徴収、施設の維持保全業務となっております。(2)の指定期間は、令和6年度からの5年間、(3)の基準価格は、年額6,950万6,000円としております。これは、指定管理料の上限額であり、最終的な指定管理料は、指定管理候補者が応募の際に経費節減等を提案し、それに基づき提示される金額により決定をすることとなります。

なお、今期の基準価格と比較しますと、年額で571万8,000円の増となっておりますが、主な増額理由は、人件費単価及び物件費単価が上昇したことによるものであります。

69ページを御覧ください。

(4)の利用金額であります。家賃については公営住宅法施行令により、駐車場使用料については県の告示によってそれぞれ定められており、これらは指定管理者が徴収し、全額県の収入となります。

(5)の募集概要であります。期間は令和5年7月3日から約2か月間としております。その間におきまして、説明会の開催や募集要領に関する質問への対応のほか、県のホームページや各種メディア等で応募についての周知を図ることをしております。

66ページにお戻りください。

これからは、現在の状況について説明いたします。

1、現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要につきましては、現在、日向、延岡土木事務所、西臼杵支庁管内の27団地、2,189戸について、延岡日向宅建協同組合が、平成31年度から5年間、管理運営を行っております。(2)の施設利用状況につきましては、県営住宅では、抽選による定期の募集を年に4回実施しており、近年、この定期募集では100戸程度を募集しているのに対しまして、応募者数は、その2倍を超えている状況ですが、実際に入居に至った戸数と募集戸数には差が生じております。これは、エレベーター付きの団地や立地のよい団地に応募が集中しているためであると考えております。

なお、定期募集で入居に至らなかった住戸につきましては、抽選を行わない随時募集により申込先着順で入居者を決定しておりまして、この随時募集を含めた合計の入居者数を表の一番下に記載しております。

67ページを御覧ください。

(3)の施設収支状況であります。収入の内訳としましては、指定管理料のみとなります。また、支出の内訳は、団地の管理を担う各地区の不動産管理会社に対する管理費のほか、指定管理者が雇用している職員の人件費、印刷費を含む事務経費等があります。なお、収支差額は表の一番下のとおり、令和4年度では244万円余となっております。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組であります。指定管理者制度の導入により、窓口の箇所数の増加、窓口の開業日の増加及び受付時間の拡充のほか、募集住戸の内覧の実施や住戸内写真のホームページへの掲載の取

組がなされております。

68ページを御覧ください。

(5)の指定管理者制度の導入に対する評価であります。窓口の箇所数の増加等により、入居者や入居を希望する県民にとって手続等の利便性が向上していることや、より身近なところで管理者が入居者と接することができるため、県営住宅の家賃徴収率が高い水準で維持されております。令和4年度の現年度分家賃徴収率は99.98%となっており、この数値が日本一になりますと、本県の現年度家賃徴収率は10年連続で日本一となりまして、県の収入の確保に貢献していることも指定管理者制度を評価できる点と考えております。

一方で、県営住宅の管理業務は制度が複雑で、知識と経験を要することや、低額所得者で様々な事情がある入居者へのきめ細かな対応など、入居者との信頼関係の構築が重要であることから、継続的な人材育成と資質の向上に努めることが望まれるものと考えております。

69ページを御覧ください。

初めに説明いたしました次期募集方針についての続きとなります。

(6)の選定であります。①の審査の流れとしましては、まず、建築住宅課において、申請書類に基づく資格の審査を実施します。次に、外部委員のみで構成される指定管理候補者選定委員会において、書類審査を通過した応募者からのプレゼンテーションや、各委員によるヒアリングを実施の上、審査を行います。そして、県の指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果を建築住宅課で改めて評価した結果と照らし合わせまして、候補者案が異なっていないか確認を行います。

70ページを御覧ください。

先ほど申し上げました、②の指定管理候補者選定委員会の委員につきましては、表にありますとおり、学識者、公認会計士、社会福祉の専門家、県営住宅入居者などから5名をお願いしております。

また、③の指定管理候補者選定会議につきましては、表に記載してありますとおり、職員において確認を行うこととしております。

(7)の選定基準であります。①住民の平等な利用の確保や、②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画など、5項目を設定しており、こちらは、今期募集時と同様の基準としております。

71ページを御覧ください。

(8)の審査項目・配点であります。表に記載のとおり、①から⑤の選定基準に、審査項目を22項目設定し、100点満点のうち、表の右側の配点により審査を行うこととし、点数の最上位の応募者が指定管理の候補者となります。

72ページを御覧ください。

(9)のその他(今期からの変更点)であります。今期は、延岡市及び日向市と共同で指定管理者を選定し、同じ指定管理者が県営住宅と市営住宅の管理を行っているところです。しかしながら、次期の募集では、競争性の確保等の観点から、県と市の共同選定は行わず、県単独で県北地区の県営住宅の指定管理者を募集することとしております。

○栗山高速道対策局長 委員会資料の73ページを御覧ください。

高速道路等の整備状況と主な課題につきまして御説明をいたします。

左側に図面、右側に四角で囲った概要を整備しております。

まず左側の図面を御覧ください。図の中に丸

数字で1から18まで振っておりますので、こちらも御参照いただければと存じます。

まず、本県におきましては、平成28年の4月までに東九州自動車道が宮崎市から北九州市までつながっております。さらに、今年の3月に、県南部の⑧の区間、清武南から日南北郷までの間が開通いたしました。これによりまして、日南市から北九州市までが一本の高速道路で結ばれたところでございます。

日南市内の各地の観光施設では、開通前を大きく上回る賑わいが見られているということで、開通による集客効果が大きいといった報道もなされております。

さらに、県の北部、⑤の区間になりますが、令和3年8月、こちらの九州中央自動車道の日之影深角から平底の間が、また、県西部の⑬の区間になりますが、令和4年3月に、都城志布志道路の乙房から横市の間が開通するなど、県内の広域的な道路ネットワークの整備が進んでいるところでございます。

次に、右側の四角の中に記載しております事項につきまして、併せて御説明をいたします。

まず、1の県内高速道路の整備状況でございますが、九州中央自動車道の①県内延長の約53キロのうち18.2キロメートルが供用済みでございます。

事業中の区間は、②～④の区間になってございまして、五ヶ瀬町から日之影町までの区間でございます。②の蘇陽から五ヶ瀬東までの間は、今年度工事に着手される予定でございます。

③の五ヶ瀬東ー高千穂の間につきましては、今年1月、トンネル工事が契約となるなど、本格的に工事が進んできてございます。④の高千穂ー雲海橋の間につきましては、現在、設計などが行われております。

一方、⑥の平底―蔵田の間につきましては、現在、国において調査中となっております。

次に、東九州自動車道につきまして御説明いたします。

⑦になりますが、県内延長約187キロメートルのうち154.6キロメートルが、現在、供用済みでございます。

⑨の日南東郷―油津の間につきましては、今年度、広渡川と酒谷川の間の合流部にかかる橋梁の上部工工事の発注が予定されておりまして、本格的に工事が進んできております。

⑩及び⑪の油津、南郷、また、奈留―夏井の間につきましては、昨年10月に日南市及び串間市におきまして、それぞれ着工式が開催されております。

一方、⑫の南郷―奈留の間につきましては、現在、国が調査を行っておりまして、新規事業化を目指しているところでございます。

次に、東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化とスマートインターチェンジにつきまして御説明いたします。

⑬の宮崎西―清武の間の一部、3.7キロメートルが、現在、4車線化の事業中でありまして、工事が進められております。

⑭の日向―都農の間、また、高鍋―宮崎西の間につきましては、4車線化の優先整備区間に選定されておりまして、そのうち⑮にございます高鍋―西都の間の一部、4.7キロメートルが4車線化事業が進められておりまして、今年度、工事に着手される予定でございます。

また、⑭の区間の中で、⑯の新富スマートインターチェンジが事業中です。

次に、都城志布志道路につきまして御説明いたします。都城志布志道路につきましては、国土交通省、宮崎県、鹿児島県による事業でござ

いまして、宮崎県が施工する区間につきましては全線開通してございます。

本県内で残る事業中の区間は、⑰の国が施工する都城―乙房の区間でございまして、令和6年度内の開通予定となっております。

最後、2の主な課題について御説明いたします。

南海トラフ地震などの大規模災害への対応の観点や、物流の効率化の促進など、県内の経済活動の基盤を整備する観点から、(1)未事業化区間の早期事業化、(2)の事業中区間の早期完成が課題となっております。次に、災害時における通行機能の確保や、平常時における時間信頼性、また事故防止の観点から、(3)有料区間における暫定2車線区間の早期4車線化も課題となっております。

今後とも、一日も早い県内高速道路の全線開通と暫定2車線区間の4車線化を目指して、県といたしましても全力で取り組んでまいります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 高速道路でちょっと確認ですが、日南東郷―油津間の工事区間です。わずか3.2キロメートルですが、油津には、もう当然だと思うんですが、インターチェンジができますよね。今の降り口である日南東郷のところも、全線開通したときには、やはりインターチェンジができるんですか。

今、降り口の日南東郷というところはインターチェンジという取扱いになっているんですか。ただ、出入口があるだけですか。あれが完全なピシヤットしたインターチェンジになるのですか。

○栗山高速道対策局長 そのような予定と聞いております。

○中野委員 油津は、わずか3.2キロメートルと書いてあるから、このぐらいでインターチェンジができるのかなと思ったものですから。ぜひ造ってほしいんです。地元の方は、なかなか言えないから。

○佐藤委員長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では、その他ではありませんか。

○中野委員 指定管理のことでお尋ねしますが、県立平和台公園の階段の一番下りたところ、階段の上り口の右側に、元知事の相川勝六さんの銅像がありますよね。あそこは公園内には入っていないんですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 平和台公園の管理の中で、一緒に敷地の管理をしております。

○中野委員 この前行ったら、きれいに管理がされておったんですが、前は草ぼうぼうだったんですよね。あそこは、もう県の敷地になったということですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 敷地の土地の名義については、今ちょっと把握しておりませんが、敷地にある銅像の周りの草刈りの管理を一緒に平和台公園で行っております。

○中野委員 馬原造園建設が管理をしていると思うんですが、元は入っていなかったと思うんです。その分は指定管理料が高くも何もなっていないんですか。同じ価格のままなんですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 指定管理の中には、入っております。

○中野委員 いつからそうなったんですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 すみません、いつからかは、現在、把握しておりませんので、後ほどお伺いしてお伝えしたいと思います。

○中野委員 では、確認してください。あそこは県立平和台公園内には入っていないんですか。入っているのですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 入っておりません。

○中野委員 入っていないということは、指定管理外のところをやってもらっている、いわば馬原造園建設がサービスでしているということになりますよね。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 そちらも含めて、併せて詳しく確認いたしまして、後ほどお伝えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○中野委員 指定管理の中に、入ってほしいんですけれども、もし入るようになれば、幾らかは指定管理料にプラスすべきなんじゃないかなと思ったんですが。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 指定管理料には、平和台公園の全ての維持管理の費用が含まれておりますので、その面積に含まれているとすれば、サービスでやってもらっているということではないかと思っております。

○中野委員 元はそこに入っていなかったと僕は記憶しています。

入っていないのに、いつから入ったのか知らないけれども、入ったのなら、面積がその分だけ広がったから無報酬でもらっているということになりませんか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 いずれにしても、積算は平和台公園の面積を基に算出しておりますので、詳しく確認をいたしまして、正しいことを、後日お伝えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中野委員 似たようなもので総合運動公園にも、元知事の黒木博さんの銅像がありますよね。

あそこは、この総合運動公園内に入っているんですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 ひなた総合運動公園のほうの知事の銅像については、都市公園内には入っておりません。

○中野委員 「俺はあそこを造った、県に寄贈した」という話を聞いたことがあるから、寄贈されているのであれば公園内に入っているということにならないんですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 都市公園区域の中には入っていないというふうに確認しております。

○中野委員 じゃあ、今もあそこは私有地のままということですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 前知事の銅像については、県の土地の上に県所有の銅像という形で、県の財産総合管理課で管理をしているという状況でございます。

○中野委員 県の土地で公園にはなっていないということですね。そして、ここも馬原造園建設がやっているんですか。県の所有地だけでも公園と一緒にこの指定管理の面積に入っているということですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 県総合運動公園の面積には入っておりません。

○中野委員 じゃあ、あそこの管理は指定管理はしていないということですか。いつもきれいだけど、誰がしているんですか。関係がないから答えられないかもしれないけれども。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 県の財産総合管理課で管理をしております。

○中野委員 それなら、あそこの黒木博さんの銅像は、県の所有地にはなったけれども公園内の区域ではないから、総合運動公園の指定管理の中では管理はしていないということですね。

しかし、平和台公園のほうは、それは入っていないけれども、指定管理の中で管理をしているということですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 詳しく確認いたしまして、後日、報告をさせていただきます。

○中野委員 同じ管理をすればいいのに。河野知事の大先輩の知事たちの話ですからね。

○内田委員 港湾管理条例に関係するんですけれども、船舶——ボートを泊められるところで、漁港と港湾とあるので、水産部局にもまたがるかなと思って、その他で質問させていただきます。

この条例によって、漁業者とプレジャーボート、レジャー用のボートとの今までのいろんなトラブルなど、今後も台風等の災害のときの責任問題とか、いろいろ考えられる中で、必要な係留施設の数確保するという事は、広げる、利用者を港湾のほうに泊めて、もっと泊めていいですよというふうに持っていくためのものなのか、漁港に泊めているものを港湾に移していくというような考えで進めているのかを教えてくださいたいと思います。

○明比港湾課長 港湾、漁港内のプレジャーボートについては、それぞれが許可制を導入していきまして、委員が言われるような、ほかの漁港から港湾に持っていくというようなことは、やっております。

○内田委員 じゃあ、今現在利用されている方々が、いろいろ料金の問題とか地理的な問題とかがあって、泊めやすいところに泊めているとは思いますが、レジャー用のボートが増えているということもあって、漁業者にとって、言い方はあれですが、邪魔な存在になっていたりとか、場所によって、いろんなトラブルが、小さくてもあっているのかなと思います。

以前も、北部港湾事務所に説明会とかを開いていただいて御尽力いただいたという経緯もあって、これからまだ船を泊めたいという方々が増えてくるのかなと思ったりするので、この条例によって、それぞれが泊めやすいところに自由というか、泊められるようになるのかなと思って質問させていただきました。

○明比港湾課長 このプレジャーボートの許可制は、漁船とか貨物船とかそういったところ以外の空いたところを、プレジャーボートの係留施設として有効活用をしながら許可制を導入しているものです。ということで、新たにプレジャーボートのための施設を整備したりすることは、ほとんどないんですけども、できるだけ空いたところを広げるような取組はやっているところでごさいます。今後、漁船とか貨物船に支障がないような形で取り組んでいきたいと考えております。

○中野委員 今日この港湾管理条例の改正の説明がありましたが、この前の一般質問で、売却がされていない、かなり広い面積の土地が宮崎港にあるという答弁でした。もう30年間は塩漬け状態だということですが、それなりの目的があって埋立てをされた土地で、売却予定の土地だという認識をしましたけれども。

次の委員会でいいですから、ぜひあそこの全体的な図面と、どこがどういうふうに売却されて、何で今利用しているとか、そして、丘があって木が生えているところもありますから、売らない土地もあるんだと思うんですね。それでも、全部売るときは売却されただろうなと思ったら、まだ売却されていないから。あそこの土地利用状況の図面をもって、ここは売れ残っている、一般質問の土地だという説明を。できたら図面が欲しいですから、みんなの前で。

後日の委員会でいいですから、ぜひ説明してほしいと思うんです。要望です。

○原口県土整備部長 次回開催の常任委員会で報告したいと思います。

○佐藤委員長 それでは、県土整備部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時59分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、あさって23日金曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

以上で、本日の委員会は終わります。

午後3時59分散会

令和5年6月23日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	工藤	隆久
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		後藤	哲朗
委員		荒神	稔
委員		凶師	博規
委員		内田	理佐

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	澤田	彩子
議事課主任主事	山本	聡

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では、一括採決をいたします。

議案第1号、第3号、第4号、第12号、13号、14

号、17号、19号、20号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、3号、4号、12号、13号、14号、17号、19号、20号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望などはありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時3分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は、7月21日金曜日に開催を予定しております。

当同盟会は、当委員会が主体となって活動を

行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に、委員長が報告を行うこととなっております。

この報告については、お手元に配付の委員長報告骨子案を基に行いたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時11分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

総会における委員長報告につきましては、ただいまの御意見を踏まえながら、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から全員協議会で総会における委員長報告を協議し、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしく願いをいたします。

次に、県外調査につきましては、10月24日火曜日から26日木曜日に実施予定ですが、現時点で何か御意見、御要望等がありましたら、併せてお出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時18分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月19日の閉会中の委員会で改めて御意見をいただきます。

次に、7月19日水曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時18分休憩

午後1時21分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということによりましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時22分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋

